

第4章

支援等のための 体制整備への取組

1	相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）	78
2	調査研究の推進等（基本法第21条関係）	120
3	民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）	123

支援等のための体制整備への取組

1

相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

（1）地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

【施策番号166】

警察においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例[※]等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例（以下「特化条例等」という。）の制定又は計画・指針の策定状況に関する情報提供を行っている。

警察庁においては、地方公共団体に対する特化条例等の制定又は計画・指針の策定状況に関する情報提供を、主管課室長会議、支援実務者会議、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」

（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jourei.html>）及び犯罪被害者等施策情報メールマガジンにおいて行っているほか、「犯罪被害者等施策推進のための条例・計画～最近の動向・ポイント～」の作成・提供等の取組を実施している。

また、都道府県警察に対し、地方公共団体における特化条例等の制定等に資する協力を行うよう指示している。

令和7年4月現在、全ての都道府県、18政令指定都市、1,083市区町村（前年：全ての都道府県、16政令指定都市、847市区町村）において、特化条例等が制定されている（P79トピックス「犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況」参照）。

（2）地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進

【施策番号167】

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等施策の窓口部局（以下「施策主管課」という。）及び総合的対応窓口の担当部局について定期的に確認しており、施策主管課については平成28年度以降、総合的対応窓口の担当部局については平成31年4月以降、全ての地方公共団体において設置されている（P199 基礎資料6-2 参照）。

また、総合的対応窓口や地方公共団体における犯罪被害者等施策について、警察庁ウェ

総合的対応窓口の広報啓発ポスター



※ 犯罪被害者等支援を目的とした条例とは、専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例（犯罪被害者等支援に特化した条例（特化条例））をいい、安全で安心なまちづくりの推進に関する条例の一部に犯罪被害者等施策が盛り込まれているようなものは含まず、令和5年4月以降においては、見舞金支給のみを目的とした条例も除外している。

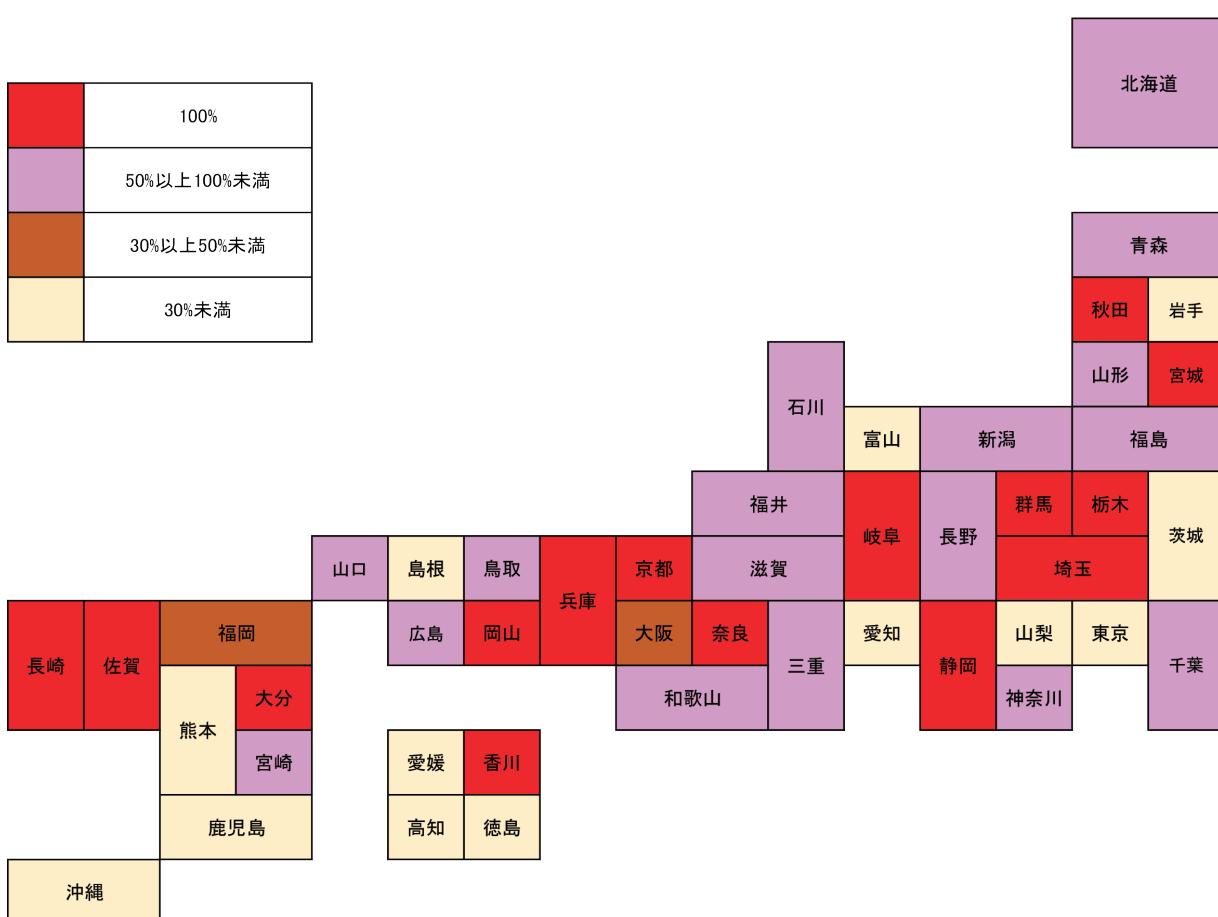
トピックス

犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援を促進するための施策を推進しているところ、全国の地方公共団体において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等を制定する動きが広がっている。

令和7年4月1日現在（47都道府県、20政令指定都市、1,721市区町村中）、全ての都道府県、18政令指定都市、1,083市区町村において、犯罪被害者等支援を目的とした条例等が制定されている。

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況（令和7年4月1日現在）



ブサイト「犯罪被害者等施策」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi_list.html)に掲載するとともに、犯罪被害者等施策に関するポスター等の広報啓発物の配布等を行い、総合的対応窓口の周知の促進に努めている。

ビズを活用した広報啓発活動の様子



手記

**「支援調整会議の役割について
～途切れないと支援を目指して私たちにできること～」**

京都府精華町社会福祉課 主査 料治佳子

精華町では平成25年に犯罪被害者等支援条例が制定されました。これに基づき、府内でのワンストップ支援を目的とした精華町犯罪被害者等支援条例施行に関する要綱が定められ、府内各部・課の支援内容の概要や犯罪被害者等支援連絡調整会議（以下「府内会議」という。）について示されました。私の所属する社会福祉課は、府内関係課や関係機関と連絡調整役を担う犯罪被害者支援の総合的対応窓口担当となっています。条例及び要綱が制定されて以降、府内会議の開催はしばらくなかったのですが、令和5年度に初めて開催するケースが発生しました。

それは、私が精華町に入職して3か月目の出来事で、先述の条例を初めて確認するような状況の中、戸惑う気持ちがあったことを覚えています。事案を知ったきっかけは、京都府からの精華町の住民（Aさん）の被害に関する京都府犯罪被害者等支援調整会議（以下「京都府会議」という。）開催の連絡でした。連絡を受け、条例や要綱に基づき、各課の役割を確認し、関係課の先輩職員の助言等を受けながら調整を始めました。関係課に相談すると、既にある課がAさんと関わる中で、事案を把握し、関係課及び関係機関と対応に当たっていたことが分かりました。当課からと、元々関わっていた課の双方からの働き掛けとなったため、府内の連絡調整や情報共有は比較的早く進みました。

当初は府内で共通した支援の方向性が定まっていなかったため、京都府会議の前に府内会議を開き、その後の支援の検討を行い、京都府会議には、当課だけではなく、包括的な支援を行うために必要となる関係課も同席することとしました。

また、京都府会議後の2回目の府内会議では、Aさんが被害をきっかけに精華町から転出する予定であったため、生活環境の変化に伴い、今後必要となる支援関係課の担当者にも更に協力を求めました。この府内会議での協議、調整を経て、転出後も支援が途切れないと支援を目指して私たちにできること～」

精華町庁舎



精華町広報キャラクター
「京町セイカ」



ら転出先の自治体の担当課へ申し送りを行いました。また、この府内会議にはAさんも出席され、各担当からAさんに直接、制度や手続きに関する助言等、より具体的に説明できたことで、転出・転入に伴う不安を軽減するためのサポートができたと考えています。

京都府会議では、京都府警、弁護士会をはじめ、各専門分野の方々も同席されていたため、現状の課題やどの機関でどのような支援が受けられるのか等、精華町の関係課だけでは分からぬことを理解することができました。実情を踏まえた具体的な支援の方向性や関係機関の役割分担について確認できる場があったことは何より有意義でした。私たちが提供できる情報や支援は当初「点」でしたが、京都府会議により関係課、関係機関の点がつながり、線になり、支援の見通しが立つたことで、Aさんを中心とした支援の輪ができたと思います。関係機関同士が顔合わせをし、必要な時に連携できる関係を築く場があることは非常に重要であると実感しました。

前例がなく、かつ、早急な対応が求められる支援を事前にシミュレーションし、体制を整えておくことは容易ではないですが、備えは予期せぬ出来事に対応する時の一助になると感じています。実際、条例や要綱があったことで、対応の指針となりました。

また、こうしたケース対応は特別なことに思いがちですが、実は日々の業務の延長線にあることも実感しました。一番身近な窓口として、住民の皆さんのが安心して相談できることが、やはりとても大切だと思います。そのために私たちが取り組むことのできるもう一つの備えは、何かあった時に一つの課で対応するのではなく、相談し合える日頃からの職員同士・関係機関との関係作りだと私は考えています。

今後も相談に来られた方に寄り添いながら、関係者がつながり、途切れない支援ができるよう、日々、丁寧に業務に取り組んでいきたいと思います。

手記

途切れない支援に向けた連携について

大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課 麻生 慎治

大分県では、平成28年に「大分県犯罪被害者等支援推進指針」を策定して以来、犯罪被害者等がどこに住んでいても、いつでも必要な支援を途切れることなく受けられるよう、また、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向け、意識啓発や環境整備等の各種施策を積極的に実施してきました。

平成30年4月から「大分県犯罪被害者等支援条例」が施行され、条例に則って犯罪被害者等に対する経済的支援や二次的被害の防止等に取り組んできました。また、ほぼ同時期に県内の全市町村においても特化条例が施行されており、県内全域で犯罪被害者等に対する支援体制が整ってきました。全市町村で同一の見舞金制度を導入することで、犯罪被害に遭われた方等が県内のどこにお住まいでも、経済的支援が受けられ、また、市町村をはじめとした関係機関が連携することで、県内一体となって犯罪被害者等に必要な支援が提供できる体制を整えてきました。

さらに、条例制定を機に、県、県警察本部、市町村、民間支援団体等の各支援関係機関が連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進することを目的に、各機関の実務担当者で構成される「大分県犯罪被害者等支援関係機関ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）」を県が設置し、私の課が事務局として毎年4回の会議を開催しています。また、関係機関との連携強化と市町村への助言による相談体制の強化を目的に犯罪被害者等支援コーディネーター（大分被害者支援センター相談員。以下本トピックスにおいて「コーディネーター」という。）を同時期に配置しました。ネットワーク会議では、各支援関係機関が実施する支援内容や課題等を共有するとともに、コーディネーターと相談し、窓口対応の実務演習を行うなど、相談対応の経験が少くとも全市町村で同じような対応ができるよう窓口の機能強化に取り組んでいます。準備は大変ですが、会議を通じて関係機関の連携が深まっていると実感しています。

そういった中、令和6年4月に示された国の有識者検討会の検討結果では「地方における途切れない支援の提供体制の構築」が提言され、多機関ワンストップサービスの体制確立が求められることとなりました。

当県では、これまでも、コーディネーターを中心として、関係機関の連携を図り、犯罪被害者等への支援を提供してきましたが、多機関ワンストップサービス体制をより明確化する必要性を感じ、令和6年7月から、県警察本部や民間支援団体等と協議を重ね、また、警察庁の方からもアドバイスをいただきながら準備を進めてきました。

まず、重視したのは、いかにして犯罪被害者等の負担を少なくできるかという点です。被害に遭われた方にとっては、被害状況を何度も説明することが二次的被害につながってしまうこともあるため、県内で活動する早期援助団体の対応例を参考に、市町村等の相談受理機関では必要最低限の情報のみ聞き取ることとしました。その後、コーディネーターが面談等を行い、置かれた状況や求める支援など犯罪被害者等のニーズをより詳細に把握した上で、後に述べます支援調整会議の説明を行う体制とすることで、犯罪被害者等の負担を軽減するようにしました。

次に、関係機関でいかに途切れることなく、円滑に支援を提供できるかについて検討しました。当県では、既にコーディネーターを中心とした関係機関の連携体制が構築されていましたが、相談を受理してから個別事案に対する支援を検討する仕組みが明文化されていませんでした。そこで、既存のネットワーク会議の連携体制を生かし、ネットワーク会議の中に個別支援の検討を行う「支援調整会議」を置くことで、これまで培ってきた経験を生かした迅速かつ円滑な連携を取れるようにしました。

大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」



最後に、犯罪被害者等支援においては、関係機関との連携だけでなく、県民や事業者等の理解を深めて、二次的被害を防止しながら、社会全体で犯罪被害者等を支え合うことも大切です。そのため、リーフレットの作成、大型ビジョンを活用した動画放映、街頭活動等の啓発活動も頑張っています。

令和7年度から支援調整会議も始まりますが、今後も、犯罪被害に遭われた方等が県内のどこにお住まいでも、途切れることなくニーズに応じた寄り添った支援を提供できるように、県の担当者として頑張っていきます。

手記

犯罪被害者等支援の担当になって

大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課

中野 智貴

「ここでは犯罪被害者への支援をしてるねん。」令和5年4月、人生初となる上司にそう言われました。犯罪被害に遭われた方へ、見舞金の支給や日常生活の支援等などを行う。なるほど。確かに重要そうだけど、『まさか市役所でこのような業務に就くことになるとは思わなかった』というところから私の社会人生活はスタートしました。

犯罪被害により亡くなられた方の御遺族や重大な犯罪被害に遭われた方等に対して見舞金を支給する、精神医療費用や転居費用等を助成する、被害により食事に困っている方に対して配食サービスを提供する。要綱やパンフレットを見て、なんとなく概要が分かったような気になるも、いざ自分が窓口となり相談を受けるようになると、この業務の難しさが見えてきました。特に、被害者の方々に対してどう接すればよいのか、ということが分からず悩みました。

とある御遺族の方がおっしゃっていた忘れられない言葉があります。「申し訳ないけど、自分のこどもを殺された人の気持ちを経験していないと分からない」というものです。すごく衝撃を受けました。直接言わされたわけではありませんが、支援する側として、突き放されたようで、自分の無力さを感じました。それまで被害者の方々のお気持ちを理解したい、と思いながらお話をしていましたが、思い返せば、相談を聞いていて、簡単に「分かります」なんて相づちを打てなかったり、上手く言葉が出てこなかったりするのは、どこか自分でもそのことを感じていたからだと思います。

いま、私が感じているのは、『必ずしも被害に遭われた方の感情全てを理解できなくてもよい』ということです。大阪市の犯罪被害者等支援の特徴であるアウトリーチ型支援を生かして被害者居住地の最寄りの区役所で面談をし、必要とあらば申請に必要な住民票の取得にも同行しています。このような被害者と長時間共に過ごすような経験を通して、確かに被害に遭われた方の感情を完璧に理解することは難しいかもしれません、理解できなくてもできることはあると気付きました。

大阪市 ダイバーシティ推進室 人権企画課員(執筆時)



話を聞くことはできるし、大阪市で支援できることもある。この考えが正しいのかは分かりませんが、とある御遺族が「こどもをなくしてから、友人が何を話すわけでもないけどただ隣にいてくれたのが嬉しかった」とおっしゃっていたのを聞いて、『大きくは間違っていないのかな』と感じました。日々模索しながらではありますが、これからも犯罪被害者等支援と向き合っていこうと思います。

また、大阪市では、啓発活動にも力を入れています。私自身この担当になるまで「犯罪被害者等支援」というものを知りませんでした。イベントで啓発を行うと、比較的年齢の高い方は関心持ってくれることが多いのですが、若年層はあまり足を止めてくれません。今までの私もきっとそうだったでしょう。しかし、この担当になり、様々な経験をしました。世の中の犯罪の多さ、被害者に降りかかる数々の困難を知り、また、それがいかに身近なものであるかを知りました。だからこそ、『この事業について知ってほしい』という想いで、若年層への声掛けを意識しています。

現在、市役所職員を志したときには想像のできなかった日々を過ごしています。友人との会話で、仕事でどのようなことをしているかという話題になれば必ず驚かれます。業務概要を話せばみんな「大切な」と言ってくれるので、知ってもらえば分かってくれるのだと思います。まだまだ認知度が高いとはいえない犯罪被害者などを、支援のことを、もっと知っていただけるように、犯罪被害者週間を中心に啓発にも力を入れて頑張りたいと思います。

(3) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

【施策番号168】

警察庁においては、令和5年9月から令和6年4月まで開催された「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめを踏まえ、「地方公共団体アドバイザー」を配置し、都道府県の犯罪被害者等支援コーディネーター等に対する様々な助言を行うとともに、地方公共団体に対し、主管課室長会議、支援実務者会議、総合的推進事業等の機会を捉えて、総合的対応窓口の機能の充実や政令指定都市の区役所における体制整備を要請している。また、犯罪被害者等施策情報メールマガジンを通じ、地方公共団体における犯罪被害者等支援の担当者に対する研修の実施状況や参考となる事例等を紹介することにより、地方公共団体における総合的対応窓口の機能の充実の促進に努めている。

さらに、総合的対応窓口の機能強化を含む地方におけるワンストップサービスの実現に向け、都道府県において犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンス

トップサービス体制が構築されるよう都道府県を対象とした補助金事業を創設するとともに、主管課室長会議、支援実務者会議等の開催や「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」の作成・提供等の取組を実施している（P87 トピックス「地方におけるワンストップサービスの実現に向けた取組」参照）。

(4) 地方公共団体における専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化

【施策番号169】

警察庁においては、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、主管課室長会議、支援実務者会議、総合的推進事業等の機会を捉えて、犯罪被害者等支援の分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請している。また、令和5年9月から令和6年4月まで開催された「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめを踏まえ、公益社団法人日本社会福祉

士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会等の職能団体に対する働き掛け等の取組を実施している。

令和7年4月現在、17都道府県、12政令指定都市、139市区町村において、総合的対応窓口等に専門職を配置している（P87 トピックス「地方におけるワンストップサービスの実現に向けた取組」参照）。

（5）地方公共団体間の連携・協力の充実・強化等

【施策番号170】

警察庁においては、各都道府県内における市区町村間の連携・協力を促進するため、総合的推進事業を開催しており、令和6年度は、兵庫県、鳥取県及び高知県において、仮想事例を基に多機関ワンストップサービス体制の運用に係る実践的な訓練等を実施した。

また、支援実務者会議を開催するとともに、都道府県が行う市区町村の職員等を対象とする研修等に地方公共団体アドバイザー等を講師として派遣している。

さらに、地方公共団体間の連携・協力が必要な事案が発生した場合に備え、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関する窓口を一覧にまとめた資料を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/list.html>）に掲載し、地方公共団体間の情報共有を促進している（P87 トピックス「地方におけるワンストップサービスの実現に向けた取組」参照）。

（6）犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上

【施策番号171】

警察庁においては、犯罪被害者等施策に携わる関係機関・団体の職員等の理解の増進及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等やその援助に精通した有識者を招き、関係府省庁や地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪

被害者等施策講演会」を開催するとともに、その内容について、ウェブサイト等で国民に情報提供を行っている（これまでに開催した講演会の内容については、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kensyu/sesaku_kouen.html）を参照）。

また、犯罪被害者等支援の基礎的な知識や犯罪被害者等・支援者の心理等を学ぶことができる支援者向けのオンデマンド研修教材（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/portal/shiensya/learning/index.html>）を制作し、地方公共団体に対して、その活用を働き掛けたほか、主管課室長会議、支援実務者会議、総合的推進事業等の機会を捉えて、犯罪被害者等支援に関する最新の情報や資料を提供している（P87 トピックス「地方におけるワンストップサービスの実現に向けた取組」参照）。

トピックス

地方におけるワンストップサービスの実現に向けた取組



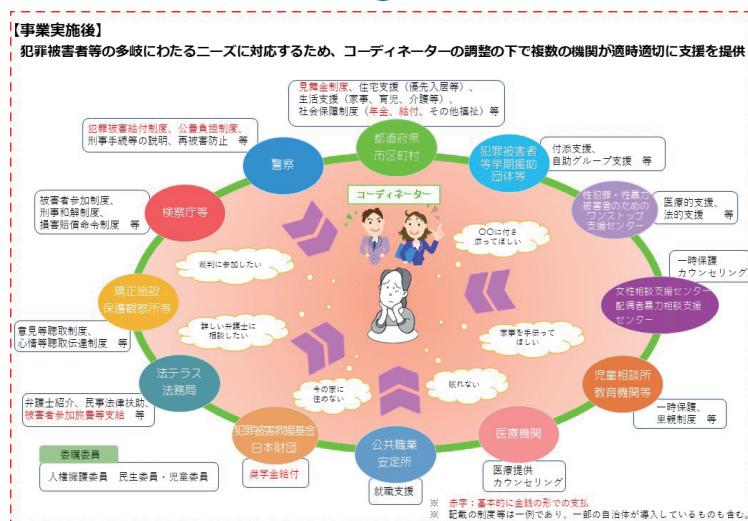
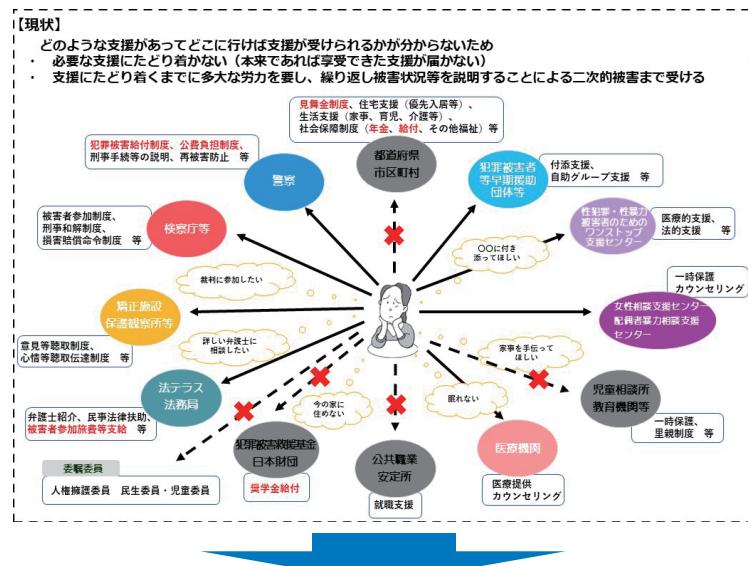
■ 「犯罪被害者等支援補助金」事業の創設

警察庁においては、地方におけるワンストップサービスの実現に向け、都道府県において犯罪被害者等支援コーディネーター（以下、本トピックス内において「コーディネーター」という。）を中心とした多機関ワンストップサービス体制が構築されるよう、同体制の構築・運用に向けた都道府県の事業を補助対象とした「犯罪被害者等支援補助金」事業を創設した。

犯罪被害者等支援補助金（多機関ワンストップサービス体制の構築・運用事業）

○ 概要（令和7年度予算額：81百万円）

犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とするワンストップサービスの実現に向けて、都道府県が取り組む犯罪被害者等支援に係る多機関ワンストップサービス体制の構築・運用に要する経費に充てる新たな補助金「犯罪被害者等支援補助金」を創設



■ 「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」の提供

警察庁においては、ワンストップサービスの早期実現に向け、令和6年9月、ワンストップサービス体制の構築や運用に役立つ情報・ノウハウ等をまとめた「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」を作成し、地方公共団体に提供した。

2次元コード

犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/manual/oss-tebiki.html>



■ 「地方公共団体アドバイザー」の配置・運用

都道府県のコーディネーター等に対するアドバイザー機能を果たすため、警察庁においては、令和6年5月から、コーディネーター等からの相談等に対応する「地方公共団体アドバイザー」として職員を配置・運用している。また、都道府県が行う市区町村の職員等を対象とする研修に地方公共団体アドバイザーを講師として派遣している。

■ 職能団体等に対する働き掛け

保健医療・福祉分野に関する専門的知見・ノウハウを活用して犯罪被害者等支援を実施するとともに、コーディネーターを支援・育成するため、警察庁においては、社会福祉士、精神保健福祉士、医師、看護師・保健師、臨床心理士、公認心理師等の職能団体等（合計9団体）に対し、犯罪被害者等に関する理解の増進、連携強化のための会議体への参画、多機関ワンストップサービスへの協力等を働き掛けている。

■ 地方公共団体職員向け研修等の実施

○ 支援者のためのオンデマンド研修教材の制作・提供

警察庁においては、犯罪被害者等支援の基礎的な知識や犯罪被害者等・支援者の心理等を学ぶことができる支援者向けのオンデマンド研修教材「ギュっとラーニング」を製作し、多機関ワンストップサービスの中核となる地方公共団体、都道府県警察及び民間被害者支援団体に活用を働き掛けている。

分類	講義名	講義内容	講師	時間(分)	研修動画	資料
支援の考え方と指	犯罪被害者等支援とは	・犯罪被害者等の考え方様々な問題 ・犯罪被害者等支援の範囲 ・犯罪被害者等支援の考え方	警察庁 長官官房 犯罪被害者等施策 推進課	10	■	□
	犯罪被害者等基本法 (平成16年法律第161号)	・犯罪被害者等基本法の制定 ・犯罪被害者等基本法の概要	警察庁 長官官房 犯罪被害者等施策 推進課	13	■	□
	第4次犯罪被害者等基本計画	・犯罪被害者等基本計画 ・犯罪被害者等支援の構成 ・第1～3次犯罪被害者等基本計画 ・第4次犯罪被害者等基本計画	警察庁 長官官房 犯罪被害者等施策 推進課	7	■	□
犯罪被害者等施策 推進会議決定 (令和5年6月6日)	犯罪被害者等能実推進会議決定の 範囲 ・犯罪被害者等施策推進会議で決定 された取組	警察庁 長官官房 犯罪被害者等施策 推進課	19	■	□	
	犯罪被害の実態と 支援の基本概念	・犯罪被害の3つのレベル ・1次被害、2次被害、3次被害 ・代理受付	慶應義塾大学 法学院教授 太田達也	13	■	□
犯罪被害の現実	・犯罪被害の3つのレベル ・1次被害、2次被害、3次被害 ・代理受付	慶應義塾大学 法学院教授 太田達也	21	■	□	

支援者向けのオンデマンド研修教材

「ギュっとラーニング」

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/portal/shiensya/learning/index.html>



2次元コード

○ 犯罪被害者等支援コーディネーター研修

警察庁においては、コーディネーターの養成及び相互連携を図るため、令和7年6月、全国のコーディネーター（コーディネーターが配置されていない地域は、コーディネーターになり得る者）を招致し、3日間にわたって、社会福祉分野の基礎、トラウマインフォームドケア等の専門的な講義のほか、多機関ワンストップサービス体制の運用に係る実践的な訓練や意見交換を実施した。



○ 主管課室長会議

警察庁においては、犯罪被害者等施策の総合的な推進に資するよう、令和6年7月、都道府県及び政令指定都市の担当者を対象とする主管課室長会議を開催し、多機関ワンストップサービス体制を構築済みの都道府県に関する情報提供、意見交換等を実施した。



○ 支援実務者会議

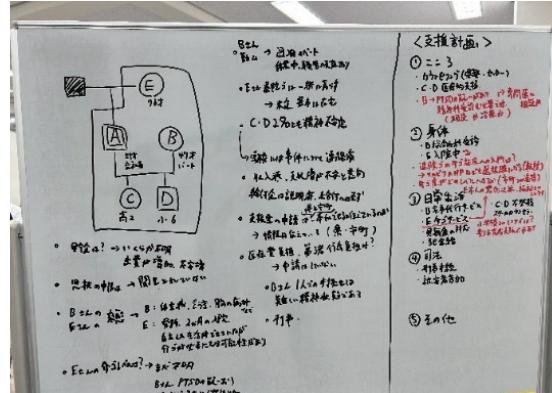
警察庁においては、市区町村の総合的対応窓口をはじめとする関係機関・団体の実務担当者の意識改革や能力向上を図るため、令和6年9月から、全国を8ブロックに分け、都道府県、市区町村、都道府県警察、民間被害者支援団体の担当者を対象とする支援実務者会議を開催し、グループワーク等の研修を実施した。



○ 総合的推進事業

警察庁においては、各都道府県内における市区町村間の連携・協力を促進するため、総合的推進事業を実施している。令和6年度は、兵庫県、鳥取県及び高知県において、多機関ワンストップサービス体制の運用に係る実践的な訓練等を実施した。同事業には、多機関ワンストップサービスの中核となる県、市町村、県警察、民間被害者支援団体に加えて、検察庁、児童相談所、医療機関、弁護士会、法テラス、福祉関係機関、教育委員会等が参加し、仮想事例を用いたシミュレーション訓練や遺族による講演、先進的な取組を行っている地方公共団体の講演等を行った。

犯罪被害者等支援調整会議のシミュレーション訓練



※ 「犯罪被害者等支援調整会議」とは、個々の犯罪被害者等に支援を提供するに際し、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供する関係機関・団体が集まる会議体をいう。

(7) ワンストップ支援センターの体制強化 【施策番号172】

- ア P35 【施策番号 59】参照
【施策番号173】
- イ P35 【施策番号 60】参照
【施策番号174】
- ウ P35 【施策番号 61】参照
【施策番号175】
- エ P35 【施策番号 62】参照
【施策番号176】
- オ P36 【施策番号 63】参照

(8) 性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供

【施策番号177】

- P34 【施策番号 57】参照

(9) 性犯罪被害者への対応における看護師等の活用

【施策番号178】

- P35 【施策番号 58】参照

(10) 性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実

【施策番号179】

文部科学省においては、都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議等の、教育委員会等を対象とした会議の場において、性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応や関係機関との連携等について説明を行っている。

また、児童生徒が全国どこからでも、いつでも気軽に悩みを相談できるよう「24時間子供SOSダイヤル」を設置し、教育委員会等による紹介カード、リーフレット等の配布等を通じて児童生徒や保護者に周知している。令和5年度の「24時間子供SOSダイヤル」の相談件数は10万333件であった。

さらに、近年、若年層の多くがSNSを主なコミュニケーション手段として活用している状況等を踏まえ、平成30年から、地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒

向けの相談体制の整備に関する支援を行っている。

24時間子供SOSダイヤル



提供：文部科学省

(11) 地方公共団体における配偶者等からの暴力事案の被害者の支援に係る取組の充実

【施策番号180】

内閣府においては、地方公共団体の配偶者暴力相談支援センター長、同支援センター主管課等の行政職員及び同支援センター、児童相談所、民間シェルター等において相談支援業務に携わる官民の相談員等の関係者を対象として、相談対応の質の向上及び被害者や被害親子に対する支援における官官・官民連携強化のために必要な知識の習得（機会の確保）を目的として、オンライン研修教材を作成し提供している。

(12) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等

【施策番号181】

警察においては、公益社団法人全国被害者

支援ネットワークをはじめとする民間被害者支援団体に対し、支援者向けのオンデマンド研修教材（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/portal/shiensya/learning/index.html>）の活用を働き掛けているほか、研修内容に関する助言や研修への講師派遣等の協力を実施している。また、犯罪被害者等が必要とする支援に関する相談対応や情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の養成を支援するため、民間支援員も参加可能な研修を実施するとともに、被害者支援連絡協議会等において、具体的な事例を想定した犯罪被害者等支援に関する実践的なシミュレーション訓練を実施している（被害者支援連絡協議会については、P92【施策番号183】参照）。

（13）警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実 【施策番号182】

警察においては、犯罪被害者等支援に関する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明できるよう努めている。また、関係府省庁が所管する犯罪被害者等支援のための制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供している。

（14）被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進 【施策番号183】

警察においては、地方公共団体、警察、民間被害者支援団体その他の関係機関・団体により都道府県単位で構成された「被害者支援連絡協議会」及び警察署等の単位で構成された「被害者支援地域ネットワーク（連絡協議会）」の活性化を図り、更なる連携の強化を推進している。これらの協議会は、多岐にわたる犯罪被害者等のニーズを踏まえた充実し

た支援を提供するために、支援に携わる関係機関・団体が円滑な連携・協力を実現することができる相互に顔の見える関係作りを目的として設置されている。

また、被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける、犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進するための研修や、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的な事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上を図っている。

令和7年4月現在、全ての都道府県において、被害者支援連絡協議会及び計1,085の被害者支援地域ネットワークが設置され、全ての地域を網羅している。

シミュレーション訓練の様子



（15）警察における相談体制の充実等 【施策番号184】

ア 警察においては、全国統一番号の警察相談専用電話（「#9110」番）を設置するとともに、犯罪被害者等のニーズに応じ、性犯罪被害相談（P112【施策番号223】

参照）、少年相談、消費者被害相談等の個別の相談窓口を設け、相談体制の充実に努めている。

また、犯罪被害者等の住所や実名・匿名の別を問わず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の希望に応じ、被害者支援連絡協議会等に参画している関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者等がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応に努めている。

さらに、警察庁の委託を受けた民間団体が、特定の犯罪等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う匿名通報事業を実施し、被疑者の検挙、犯罪被害者等の早期保護等に役立てている。なお、現在の社会情勢に的確に対応するため、令和5年10月から一部制度改正を行い、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪等も対象事案となるよう対象を変更するとともに、少年福祉犯罪に關し、性的姿態等撮影罪や16歳未満の者に対する面会要求等罪を対象罪名に追加するなど、対象事案の変更、拡大等を行った。

都道府県警察においては、交通事故被害者等に対し、パンフレット「被害者の手引」、現場配布用リーフレット等を活用して、

- ・ 刑事手続の流れ
- ・ 交通事故により生じた損害の賠償を求める手続
- ・ ひき逃げ事件の場合や相手方が自賠責保険に加入していなかった場合に国が損害を填補する制度（政府保障事業）
- ・ 犯罪被害者等支援に関する各種相談窓口

等に関する説明を行っている。

また、交通事故被害者等からの加害者に対する行政処分に係る意見聴取等の期日等についての問合せや、交通死亡事故の遺族、重度後遺障害を負った者及びその直近

の家族からの加害者に対する行政処分の結果についての問合せを受けた場合には、適切に情報提供を行っている。令和6年中の都道府県警察における行政処分に係る意見聴取等の期日等に関する問合せに対する回答及び行政処分の結果に関する問合せに対する回答の合計件数は、23件（前年：17件）であった。

このほか、都道府県交通安全活動推進センターにおいても、職員、弁護士等が交通事故被害者等からの相談に応じ、助言を行っている。

匿名通報ダイヤル



【施策番号185】

イ 警察においては、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するなどして、性犯罪被害相談において、相談者の希望する性別の職員が対応することができるよう努めている（P54【施策番号120】参照）。また、執務時間外においても、当直

勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、性犯罪被害相談の適切な運用を推進している。

(16) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

【施策番号186】

警察においては、全ての都道府県警察に設置されている少年サポートセンター、警察署の少年係等が窓口となり、警察官や少年補導職員が少年や保護者等からの相談に応じ、必要な指導・助言を行っている。

また、全ての都道府県警察に、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話による相談窓口を設け、電話や電子メール等による少年相談を受け付けており、夜間・休日も対応するなど、少年や保護者等が相談しやすい環境の整備を図っている。

令和7年4月現在、全国193か所（前年：192か所）に少年サポートセンターが設置されており、このうち72か所（前年：71か所）は、少年や保護者等がより気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置されている。

さらに、警察庁においては、被害少年等が相談しやすいよう、相談内容等に応じた相談窓口を提供するシステム「子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口」を構築し、警察庁ウェブサイト（<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>）に掲載している。

(17) 指定被害者支援要員制度の活用

【施策番号187】

都道府県警察においては、専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事件が発生した場合に、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、情報提供を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ部外のカウンセラー、弁護士会、犯罪被害者等の援助を行う

民間の団体等の紹介等を行ったりする、指定被害者支援要員制度を運用している。また、指定被害者支援要員に対し、犯罪被害者等支援において必要となる知識等に関する研修、教育等を実施している。

令和6年末現在、全国で3万8,925人が指定被害者支援要員として指定されている。

○ 海上保安庁においては、犯罪被害者等支援及び関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者等支援主任者を部署ごとに指定し、犯

相談体制の充実～心のリリーフ・ライン～



少年サポートセンターにおける
少年用カウンセリングルーム



罪被害者等の具体的な事情を把握し、当該事情に応じ、犯罪被害の発生直後から犯罪被害者等に必要な助言、情報提供等を行う

とともに、具体的な支援に関する説明を行うなど、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減に努めている。

子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口

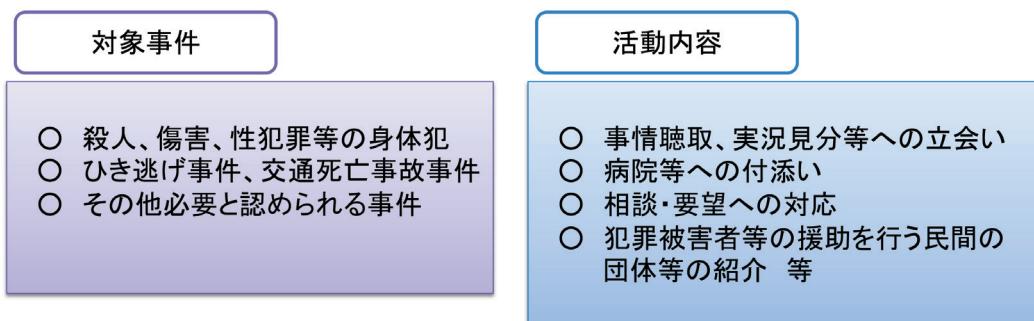


指定被害者支援要員制度

犯罪被害者等支援が必要とされる事件の発生



あらかじめ指定された警察職員が犯罪被害者等支援活動を実施
 【支援要員 3万8,925名（うち女性警察職員 8,560名）】※令和6年末現在
 【支援要員運用総数 3万2,987件】※令和6年中



指定被害者支援要員による制度の説明（模擬）



手記

警察職員による被害者支援手記

警察においては、毎年、犯罪被害者等支援に関する警察職員の意識の向上と国民の理解促進を図ることを目的に、犯罪被害者等支援活動に当たる警察職員の体験記を広く募集し、優秀な作品を称揚するとともに、優秀作品を編集した「警察職員による被害者支援手記」を刊行し、これを広く公開している（警察庁ウェブサイト「警察職員による被害者支援手記」：<https://www.npa.go.jp/higaisya/syuki/index.html>参照）。

令和6年度優秀作品の中の一つを紹介する。

心からの被害者支援とは

警察署勤務 巡査部長

大切な人たちと過ごす幸せな毎日は、当たり前に続いている。

一緒に笑ったり、怒ったり、けんかをしたり、そんな何気ない日常は一生あるものだと。

そう、誰もが信じて疑うことはないでしょう。

そんな当たり前の幸せを、一瞬で奪うものが交通事故です。

朝、元気に行ってきますと出て行った家族が、少し前まで一緒に話していた友人が、突然いなくなってしまう。

悪質な交通違反が絡む交通事故もありますが、交通事故の多くは、少しの不注意や確認不足で起こり得てしまうものです。

しかしその悲しみは、辛く耐えがたいものであり、当事者の方々にしか本当の辛さは分からぬと思います。

私は、そんな悲しみを抱える交通事故の被害者や、その御遺族、御家族の方とこれまで何度も接してきました。

その度に、私にできる心からの被害者支援とは何なのだろうと、自問自答を繰り返しながら毎日仕事をしています。

今年私は、交通警察官として10年目になります。

交通警察官1年目だった頃と現在を比べると、人身交通事故の発生件数は大きく減少しました。

それは、高度な技術により自動ブレーキ等の自動車の安全性が向上したことや、運転者や社会全体の安全意識の向上、悪質な交通違反の厳罰化など、多くの理由があると思います。

人身事故の発生件数が減少したことに伴い、数十年前に比べると、交通事故により亡くなる方や、怪我をされる方も大きく減少しました。

悲しい交通事故が年々減少しているということは、交通警察官としてとても嬉しいことではあります。

しかし、交通死亡事故が0件ではないということも、事実です。

それは、大切な人が亡くなり、悲しい思いを抱えている方達が今も多くいるということであり、一概に嬉しいといえるものではありません。

私が初めて担当した交通死亡事故は、赤信号を看過して交差点を直進したバイクと、対向右折してきた普通車が衝突した交通事故により、バイクの運転者が亡くなってしまった交通事故でした。

その当時、私は交通警察官2年目で、初めての交通死亡事故を担当することになり、遺族の方への対応にとても不安がありました。

「私の説明で、遺族の方が不快な思いをされたらどうしよう。」

「悲しんでいる方から、どう話を聞けばいいのだろう。」

そんな不安を抱えていました。

遺族の方の事情聴取をするまでは、当時の上司がこまめに連絡をしており、私自身が遺族の方と

話す機会はありませんでした。

上司が連絡を取っている中で、遺族の方は、いつも淡々とされており、落ち着いている様子だと聞いていた私は、

「きっと事故のことをもう受け入れているだろう。落ち着いて話をしてもらえるかもしれない。」と感じていました。

しかし、遺族の方と直接対面し、話を聞き始めると、その方は涙を流しながら、

「優しく親思いな息子でした。高齢な私たち夫婦に、身体に気を付けなよ、と言ってくれたのが最後で、病院で対面した息子は、もう変わり果てた姿でした。現実を、受け入れられません。」と、ぽつりぽつりと話されたのです。

その時に、私は自分がなんて想像力に乏しかったのか、浅はかな考えをしていたのかと、初めて気付いたのです。

大切な人が亡くなってしまった現実を、簡単に受け入れられるなどないはずなのに、捜査をすることに意識が向いてしまった私は、遺族の方の気持ちを想像することができませんでした。

また、私には、大切な人を交通事故で亡くした経験はありません。私が遺族の方にかけるどんな言葉も、きっと遺族の方にとっては、表面だけの、軽い言葉になってしまふと思いました。

ですから私は、とにかく遺族の方の話を聞きました。

自分の感情は言わず、聞くことを大切にしました。

そして供述調書の読み聞かせの際は、遺族の方の辛く悲しい思いに耐えきれず、涙を流す遺族の方と一緒に泣いてしまいました。

警察官として感情を我慢できなかった結果です。

それは、正しいことではなかったかもしれません。

ただ遺族の方は、最後に私に対し、

「話を聞いていただき、ありがとうございました。」

と言ってくださいました。

その時の経験は、警察官として、捜査ばかりに意識を向けるのではなく、一人の人として、辛い思いを抱える方とどう向き合うか。

その事を常に忘れないようにと思う、大きなきっかけとなりました。

また、私が経験した交通事故で、被害者支援についてよく考えるきっかけとなった事があります。

私たち交通警察官は、車両と横断歩行者等の交通死亡事故等があると、被害者の方が着ていた衣服を一度お預かりし、実況見分をする必要があります。

それは、被害者の衣服がどれくらい損傷してしまったのか、被疑車両が被害者の方のどこにどんな風に衝突したのか、などを明らかにする必要があるからです。

衝突の時の速度や状況によっては、衣服は大きく破けたり、被害者の方の血痕が付いてしまったり、損傷は激しいものとなります。

他の警察官が担当の交通死亡事故で、初めて衣服の実況見分を実施した際に、当時の上司が、終了した後の衣服を1枚1枚綺麗に畳み、そして、1枚ごとに綺麗に袋に入れているのを見ました。

初めて捜査に携わった私は、なぜここまで上司がするのか不思議に思いました。

その時に上司は、私に対し

「この服は被害者の方が最後に着ていた大切なのだ。事故の前に戻すことはできないが、せめて少しでも綺麗にして遺族の方にお返ししよう。」

と教えてくれたのです。

その後、遺族の方に捜査協力のお礼とともに衣服をお返しした際、遺族の方は

「こんなに綺麗に袋に入れて頂き、ありがとうございます。」

と言っていました。

その時に私は、本当に小さな心遣いでも、遺族の方にとってとても大切なものになるのではないかと、上司のおかげで分かったのです。

他にも、私はこれまで何人もの被害者や遺族の方と接してきました。

しかし10年目の私には、未だに被害者支援とは何なのか、何が正解なのか、は分かっていません。私は、これが正解だという被害者支援は無いのだと思います。なぜなら、一人一人の気持ちや感情は、その人それぞれで違うものであり、状況や環境でも大きく変わるものだからです。正解を決めてしまえば、一つの対応しかできなくなります。ただ、絶対に間違いないものは、相手の方の気持ちを自分に置き換えて想像し、考え続けるということです。ですから私は、正解が分からないからこそ、今後も私自身にできることは何なのかをずっと考えながら、被害者や遺族の方に寄り添っていきたいです。

(18) 交通事故相談活動の推進

【施策番号188】

国土交通省においては、研修会の実施や実務必携の発刊等を通じ、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員の能力向上を図るなど、交通事故相談活動に対する支援を行っている。

(19) 公共交通事故の被害者等への支援

【施策番号189】

国土交通省においては、公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に公共交通事故被害者支援室を設置し、被害者等から公共交通事業者への要望の取次ぎ、相談内容に応じた適切な相談窓口の紹介等を行っている。

令和6年度においては、公共交通事故の発生時には、被害者等から相談内容を聴取して適切な相談窓口を紹介し、平時には、支援を担当する職員に対する教育訓練の実施、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者における被害者等支援計画の策定の働き掛け等を行った。同年度末時点における教育訓練受講者数は460人（前年度：424人）、支援計画の策定数は433（前年度：409）であった。

平成28年に発生した軽井沢スキーバス事故や令和4年に発生した知床遊覧船事故については、被害者等との意見交換会や情報提供の場を設けるなどの支援を継続して実施している。

(20) 女性相談支援センター等の職員に対する研修の促進

【施策番号190】

厚生労働省においては、平成23年度から、国立保健医療科学院で実施している女性相談支援従事者研修等において、配偶者等からの暴力事案の被害を受けた女性の人権、配偶者等からの暴力事案の特性等に関する理解の増進を図るため、女性相談支援センター等の職員に対する専門研修を実施している（P53【施策番号119】参照）。

(21) ストーカー事案への対策の推進

【施策番号191】

内閣府においては、地方公共団体におけるストーカー事案の被害者への支援の充実を図るため、非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）にも対応する内容を含んだ「ストーカー被害者支援マニュアル」を、地方公共団体及び被害者支援を行っている関係機関等に配布しているほか、「女性に対する暴力をなくす運動」等の機会を活用し、相談窓口を周知している（配偶者等からの暴力事案については、P91【施策番号180】参照）。

(22) ストーカー事案への適切な対応

【施策番号192】

警察における令和6年中のストーカー事案の相談等対応件数は、1万9,567件（前年：1万9,843件）であった（警察庁ウェブサイト「令和6年におけるストーカー事案、配偶

者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」：<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/dv.html>）。

ストーカー事案においては、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強い場合が多く、加害者が被害者に対して強い危害意思を有している場合には、検挙を顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある。

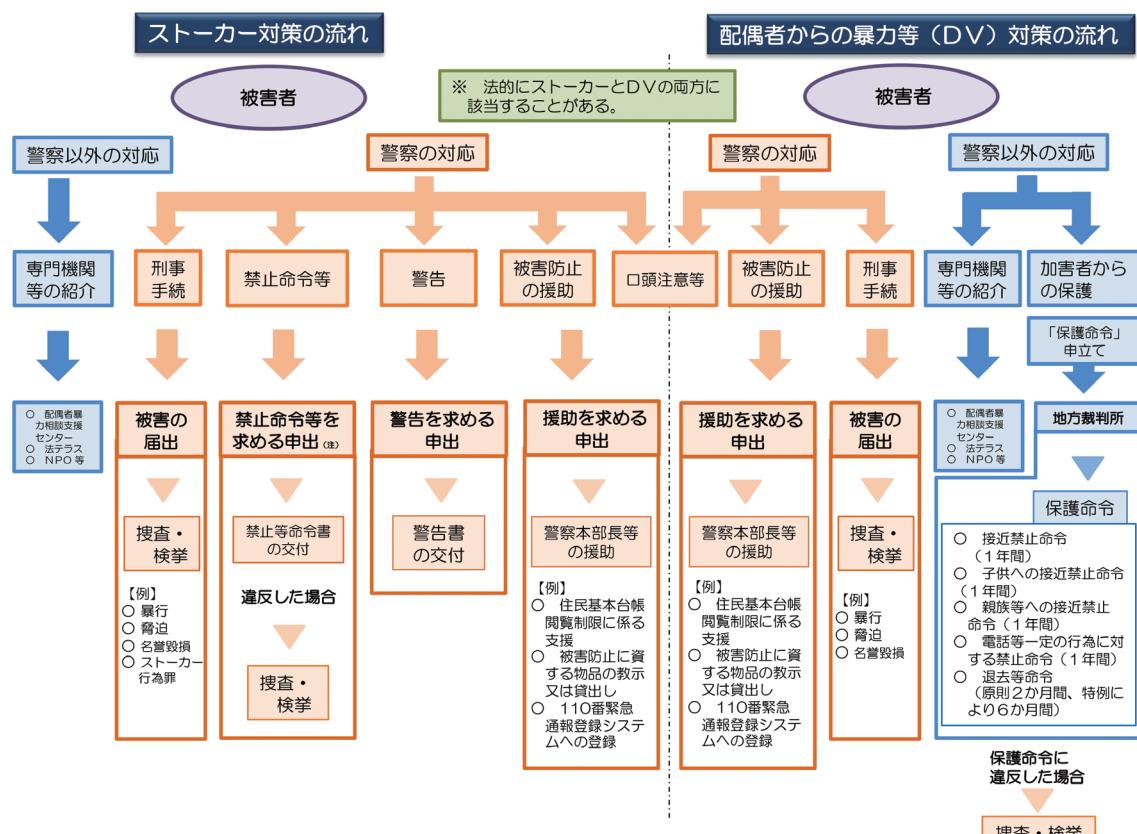
このため、警察においては、ストーカー事案をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に対処することとしている。具体的には、ストーカー行為等の規制等に関する法律その他の関係法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用、被害者等の保護

措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。また、被害者等からの相談に適切に対応できるよう、被害者の意思決定支援手続等を導入している。

また、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング等を受けるよう働き掛けているほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全の確保をより確実なものとするための取組を推進している。

さらに、逮捕状請求における被疑事実の要旨の記載に際し、被害者に関する事項の記載方法に配慮しているほか、仮釈放又は保護観察付執行猶予となった者に関する保護観察所等との連携の強化、犯罪被害者等支援における女性相談支援センター、法テラス等の関係

ストーカー事案・配偶者等からの暴力事案に関する手続の流れ



注：禁止命令等は、被害者の申出によらず、職権により行うことができる（緊急の場合は被害者の身体の安全が害される場合のみ）。

機関との協力の強化等、被害の拡大防止及び再被害の防止に向けた対策を推進している。

加えて、「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定。平成29年4月24日・令和4年7月15日改訂）に基づき、関係機関・団体等と連携した取組を一層推進している。

（23）人身取引被害者の保護の推進 【施策番号193】

人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯は、被害者に対して深刻な精神的・身体的苦痛をもたらし、被害の回復が非常に困難であるなど、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。

政府は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向け、平成16年4月には「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、同年12月に同会議において「人身取引対策行動計画」を、平成21年12月には犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画

2009」を、また、平成26年12月には同会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定したほか、関係閣僚を構成員とする人身取引対策推進会議を平成27年以降毎年開催するなどしてきたところ、人身取引に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった総合的かつ包括的な人身取引対策を更に推進するため、令和4年12月、犯罪対策閣僚会議において、「人身取引対策行動計画2022」を決定した。

令和7年8月、人身取引対策推進会議の第11回会合において、我が国における人身取引事犯による被害の状況や、関係府省庁における人身取引対策の取組状況等を取りまとめた年次報告「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について」を決定・公表し、人身取引事犯の撲滅を目指し、人身取引対策に係る取組を引き続き着実に推進していくことを確認した。

内閣府においては、人身取引のうち性的サービス等の強要に関する被害者向け及び需要者向けの2種類の啓発用ポスター及びリー

人身取引対策のポスター



提供：内閣府

フレットを作成し、関係機関等に配布とともに、SNSを活用し、我が国における人身取引事犯の実態、人身取引事犯の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広報を行い、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けている。

② SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化

【施策番号194】

総務省においては、関係府省庁と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できる体制の充実に努めるとともに、誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動を強化している。

平成21年度より総務省が運営を支援している違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数が高止まり傾向にあることを踏まえ、令和3年度から違法・有害情報相談センターの相談員の増員等の体制強化を図るとともに、行政機関や民間団体等の相談窓口との連携体制を構築し、各機関の取組に関する相互の理解の促進と、機能の相互補完を目指した連携を図っている。令和6年度は

違法・有害情報相談センター

一般用 2023年10月版

違法・有害情報相談センター

ネット上に書き込まれた誹謗中傷などお困りのことなどはありますか？

専門知識を持つ相談員が対応いたします！

インターネット上で書き込まれた誹謗中傷などお困りのことなどはありますか？

ご相談は こちらから

ホームページ <https://www.ihaho.jp/>

LINE公式アカウント [違法・有害情報相談センター](#)

QRコード

ご相談は無料です！(総務省委託事業)

提供：総務省

6,403件（前年度：6,463件）の相談が寄せられた。

また、ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動の一環として、誹謗中傷対策に関する内容を含む、青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、文部科学省、一般財団法人マルチメディア振興センター、通信事業者等の協力の下、平成18年度から児童・生徒、保護者、教職員等に対する学校等の現場での無料の啓発講座「e-ネットキャラバン」を全国で開催し、令和6年度は2,167件（前年度：2,166件）の啓発講座を実施した。さらに、誹謗中傷に関する内容を含む、インターネット利用に係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21年度より毎年作成・公表している。

#NoHeartNoSNSロゴマーク



提供：総務省

トピックス

インターネット上の誹謗中傷等に関する取組の充実

インターネットの存在により、膨大な量の情報が世界中を高速で飛び交い、人々が自由かつ簡便に意思疎通を図ることができるようになっている。これにより、私たちの生活に大きな便益がもたらされたものの、誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通も増加し、大きな社会問題となっている。

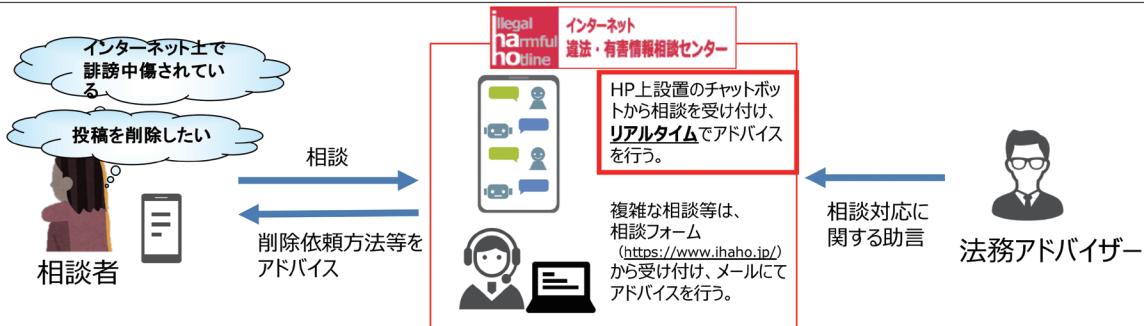
総務省では、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報への対策として、相談対応の充実やユーザーのICTリテラシーの向上等の取組を推進してきた。

相談対応の充実

総務省では、インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に対して適切な対応を促進するため、平成21年8月から、インターネット上の違法・有害情報に関する相談を受け付ける「違法・有害情報相談センター」を設置しており、令和6年度に当該センターに寄せられた違法・有害情報に関する相談件数は、6,403件に上っている。相談者の心理的・時間的ハードルを下げるなど利便性向上を図り、被害の深刻化を防ぐための取組を加速化するため、同年度から、チャットボットを活用した運用を開始している。

違法・有害情報相談センター

- インターネット上に流通した情報による被害に関する一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を2009年度から設置・運営。
- 相談者の心理的・時間的ハードルを下げるなど利便性向上を図り、被害の深刻化を防ぐための取組を加速化するため、2024年度から、チャットボットを活用した運用を開始。



違法・有害情報相談機関連絡会の設置

- 違法・有害情報相談センターでは、インターネット上の人権侵害等に係る他の相談機関との連携強化を実施するため、2021年度から、違法・有害情報相談機関連絡会を継続的に開催し、情報共有を実施。（直近は2024年12月に第8回会合を開催。）

<参加機関>



インターネット
违法・有害情報相談センター

(事務局)



インターネット
ホットラインセンター



セーフ
インターネット協会



東京都



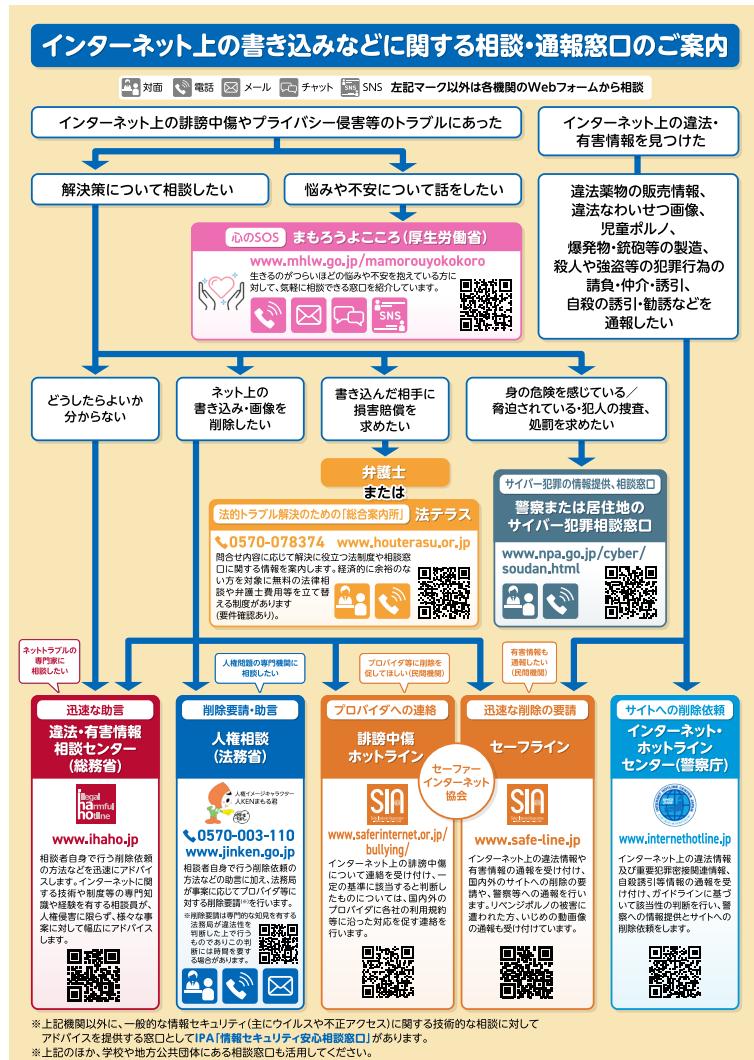
全国消費生活
相談員協会

<オブザーバー>

- ・警察庁
- ・個人情報保護委員会事務局
- ・総務省
- ・法務省
- ・法テラス
- ・国民生活センター

等

「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内」



ユーザーのICTリテラシーの向上

また、誹謗中傷に関する内容を含む、青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者、教職員等に対する学校等の現場での無料の啓発講座「e-ネットキャラバン」の開催やインターネット利用に係るトラブルの事例、予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」の作成・公表を行っている。あわせて、「No heart No SNS」をスローガンに、SNS事業者団体等と共同して、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設している。

そのほか、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(通称「情報流通プラットフォーム対処法」)に基づき、発信者情報開示制度の運用や大規模なプラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置の義務付けを行っているところである。

インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に当たっては、被害者の救済や発信者の表現の自由等、様々な権利利益のバランスを踏まえることが重要である。安心・安全なインターネットの利用環境の整備に向けて、これからも更なる取組を進めていく。

(25) 檢察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携強化

【施策番号195】

法務省においては、犯罪被害者等に配慮した捜査や公判を行うため、検察官等に対する研修において福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなど、これらの機関との連携・協力の充実・強化を図っている。

(26) 檢察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号196】

地方検察庁においては、犯罪被害者等に対してよりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等支援に携わる被害者支援員を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧や証拠品の返還等の各種手続の補助等を行うほか、犯罪被害者等の置かれている状況に応じ、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関・団体等の紹介等を行っている。

被害者支援員に対する研修においては、犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体の職員等を講師に招いているほか、平素から犯罪被害者支援団体等との意見交換の場を設けるなど、犯罪被害者等支援の状況に関する情報交換を行い、その連携・協力の充実・強化を図っている。また、被害者支援員の意義や役割について記載された犯罪被害者等向けのパンフレット「犯罪被害者の方々へ」及びDVD「あなたの声を聴かせてください」を犯罪被害者等支援を行っている関係機関・団体等に配布するなどして、被害者支援員制度に係る情報提供の充実を図っている。

さらに、犯罪被害者等から電話等による相談を受け付けるため、地方検察庁等に被害者相談専用電話番号（ホットライン）を設置し、

被害者支援員等が対応している。

(27) 更生保護官署における被害者担当保護司との協働及び関係機関・団体等との連携・協力による支援の充実

【施策番号197】

法務省においては、全国の保護観察所に被害者担当の保護観察官及び保護司を配置し、その協働態勢の下、主として、被害に係る刑事裁判が終了した後又は加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等への相談・支援を行っている。相談・支援においては、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、必要な情報提供等を行っており、令和6年中の実施件数は延べ1,642件（前年：1,488件）であった。また、支援の円滑な実施及び支援内容の充実を図るため、国や地方公共団体の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等との連携・協力の充実・強化を図るとともに、更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努めている。

また、令和6年5月から、犯罪被害者等からオンラインで相談又は問合せの受付ができるよう、法務省ウェブサイトに相談受付フォーム（https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim_form.html）を設置し、適正な運用に努めている。

(28) 被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司に対する研修等の充実

【施策番号198】

法務省においては、刑事裁判及び少年審判の終了後の相談対応の充実を図るため、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援に関する実践的技能を修得させるための演習等を実施し、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等への理解の増進を図るとともに、適切な対応を確実に行うよう努めている。

トピックス

被害者担当保護司の座談会について

被害者担当保護司とは、保護観察事件等は担当せず、被害者等施策に係る保護観察官の事務を補助する役割を担う保護司であり、被害者等からの相談対応、意見等聴取制度や心情等聴取・伝達制度で被害者等がお気持ちを述べる際の同席等を行っています。

今般、現被害者担当保護司3名、元被害者担当保護司1名の計4名に御自身の経験や思いを話していただきました。

※ 全国の保護観察所では、被害者担当保護司男女1名以上が指名されています。

— どういったいきさつで被害者担当保護司になったのでしょうか。

A保護司：

元々加害者担当保護司を16年していたのですが、被害者が取り残されているのではと疑問を感じていました。その中で被害者担当保護司の存在を知り、希望しました。

B保護司：

私は平成23年に保護司になってから今に至るまで、ずっと被害者担当保護司をしています。元々被害者学を学んでいたところ、実際の支援についても知りたいと思っていた中で被害者担当保護司の存在を知り、希望しました。

C保護司：

加害者担当の保護司となって10年が過ぎたところ、加害者の中には身勝手で、被害者への謝罪の気持ちを持たない人が多くいることに気付きました。そして、被害者の現状や気持ちを学び、加害者に理解させなければ、加害者が真に更生することはできない、そのように加害者を更生させられる保護司になりたいと思い、被害者支援センターで被害者を学びました。その後被害者担当保護司として活動しましたが、現在は加害者担当の保護司に戻っています。

D保護司：

加害者担当の経験はなく、被害者担当の保護司としてずっと活動しています。元々被害者支援センターで活動していたのですが、前任の被害者担当保護司の交代のタイミングで声を掛けいただきました。加害者と被害者の両方について学びたいという気持ちがあり、引き受けました。

— 加害者担当保護司と異なり、被害者と接する際にどのようなことを心掛けていますか。

A保護司：

加害者の場合は、守るべき事項などがはっきりしていて、比較的しっかりとした枠組みの中で活動していると思います。被害者の場合は、御相談をお受けするという立場になるので、相手の状況に合わせて柔軟に対応を変える必要がありますし、リラックスしてもらう必要があります。これは加害者への対応とも共通する部分はありますが、被害者への対応にはより一層のスキルが必要だと感じます。

C保護司：

被害者支援にはスキルが必要だと思いますし、実際、被害者支援センターでは毎月研修会があり、定期的にロールプレイが開催されています。被害者によって状況は全く違いますし、被害者が感じている悲しみの全てを理解することはできないですが、気持ちに寄り添いつつ、少しでも前向きになってほしいと思いながら対応しています。

B保護司：

被害者には感情をそのまま表現してもらえるよう、被害者の気持ちや状況を想像し、自分の価値観を押しつけず、被害者の気持ちを受け止め、見守るよう努めています。被害者担当保護司は良い

聴き手であることが大切だと思います。

D保護司：

保護観察所に行くことにプレッシャーを感じる被害者は多いので、被害者の警戒や緊張が和らぐような雰囲気作りに努めています。思いを言葉で吐き出してもらえるよう心掛けています。

— 被害者によって必要な対応が異なるとお話がありましたが、どのような違いがあるのでしょうか。

D保護司：

同じ御遺族であっても、亡くなった方が自分のこどもか、親族かによってお気持ちは変わってきます。被害者によっては、亡くなった方がまだ生きているようにお話される場合もありますので、そのままのお気持ちを受け止めるよう心掛けています。

B保護司：

同じ事件でも、被害者ごとに悲しみの濃淡があります。被害者はもやもやした感情を抱えたまま消化できずにいることが多いですが、色々な機関が支援していくことで消化されていくケースもあると感じます。また、保護観察所で話すことで孤独が和らぐ方もいるように思います。

— 財産的被害を受けた被害者にどのように接していますか。

B保護司：

財産的被害の場合でも、心情等聴取・伝達制度であれば利用することができます。実際に被害者のお話を聴いていると、殺人や性犯罪の場合と変わらず深い悲しみを抱えていると思うのですが、必要な支援を受けてきていないと感じます。そのため、保護観察所が、被害者御自身のお気持ちを話せる貴重な場所となれる可能性はあると思います。

D保護司：

そうですね。被害者の方には更生保護の被害者施策についてもっと知ってほしいです。制度を通して誰にも言えなかった本音を吐き出すことができると思っています。

— 職員とは異なる存在である被害者担当保護司としてできることとはなんでしょうか。

A保護司：

普通に接して、じっくり話を聞くことだと思います。お話を聞いているときは表情も場面に合わせたものになるよう、気をつけています。

C保護司：

被害者の方が心情等聴取・伝達制度を利用される際、被害者の発言を文書でまとめるのですが、文書の表現ぶりについては、被害者、被害者担当官及び被害者担当保護司の三者で相談して決めています。また、被害者担当官が文書をまとめている間、空気が重くならないよう、また被害者が言い残したことがないよう、被害者に声を掛けるようにしていました。更生保護の心情等聴取・伝達制度は加害者への思いを最後に話せるチャンスで、とても良い制度だと思っています。

— 心情等聴取・伝達制度の果たす役割についてどんな感想をお持ちですか。利用することでかえって被害者が傷つくこともあると思いますが。

B保護司：

心情等聴取・伝達制度を利用しても、被害者の期待どおりの結果にならないことが多いです。しかし、来て良かった、誰にも言えなかったことを言えたとおっしゃる被害者は多いです。

C保護司：

制度を利用する前にあらかじめ「加害者から思ったような回答が得られないかもしれません、まずはお気持ちを伝えてみてはいかがでしょうか。」と声を掛けるなど、被害者に制度利用のメリット・デメリットを正確にお伝えした上で、被害者の意思に寄り添い、フォローすることが大切だと思っています。

— 心情等聴取・伝達制度を含む、更生保護における被害者施策の利用を迷っている方に一言お願いします。

A保護司：

私は更生保護における被害者施策は、被害者が加害者に気持ちを伝えることのできる数少ない手段として、意義のある制度だと思っています。ただ、被害者のすべての希望がかなうわけではありませんので、そこは丁寧に説明をしていく必要はあると思っています。

B保護司：

被害者が行動を起こすことの大変さはとても理解しています。ただ、もし制度の利用を悩んでいるなら、まずは電話をしてほしいです。希望の全てはかなわないかもしれません、できるだけ御希望に沿えるよう尽力します。

C保護司：

まずは被害者等通知制度を利用いただきたいです。被害者等通知制度では知りたい情報は得られないかもしれませんですが、利用することで意見等聴取制度や心情等聴取・伝達制度につながりやすくなります。せっかく制度があるので、知らずに過ごしてしまうのはもったいないのでは、と思います。

D保護司：

制度が気になる方は、まずは被害者専用ダイヤルからお問い合わせいただき、御説明を受けていただきたいです。

加害者の仮釈放・仮退院等について
意見を言いたい

意見等聴取制度



被害に関する気持ちや
加害者に対する意見を伝えたい

心情等聴取・伝達制度



加害者に関する情報を知りたい

被害者等通知制度



被害を受けたことによる
悩みや不安を相談したい

相談・支援



(29) 犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正についての検討

【施策番号199】

法務省においては、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正について検討を行い、令和5年4月から同年9月まで、意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度を利用した犯罪被害者等からの意見を聞くためのアンケートフォームを試行し、令和6年5月から同フォームを本格運用している。

(30) 犯罪被害者等の相談窓口の周知と研修体制の充実

【施策番号200】

法務省の人権擁護機関においては、人権相談等を通じて人権侵害の疑いがある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行

こどもの人権110番のポスター



提供：法務省

い、事案に応じた適切な措置を講じているところ、このような調査救済制度を周知するためのリーフレットを作成・配布するほか、「みんなの人権110番」、「こどもの人権110番」、「こどもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の便箋兼封筒）、「女性の人権ホットライン」、「インターネット人権相談受付窓口」、「LINEじんけん相談」等の各種相談窓口について、法務省ウェブサイト (https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html) や広報資料に掲載するなどしており、令和6年の相談件数について、「こどもの人権110番」は1万3,971件、「女性の人権ホットライン」は1万3,371件であった。

また、人権相談や調査救済事務に従事する職員及び人権擁護委員に対する研修を実施し、犯罪被害を含む人権侵害の被害の救済に適切に対応するための体制の強化を図っている。

(31) 犯罪被害者である子供等の支援

【施策番号201】

法務省の人権擁護機関においては、人権相談等を通じ、いじめ・体罰・児童虐待事案といったこどもに対する人権侵害の疑いがある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、児童相談所等の関係機関と連携して事案に応じた適切な措置を講じている。

(32) 高齢者や障害のある人等からの人権相談への対応の充実

【施策番号202】

法務省の人権擁護機関においては、法務局の人権相談窓口に自ら赴くことが困難な老人福祉施設等の社会福祉施設の入所者やその家族が施設内で相談することができるよう、施設の協力を得て特設の人権相談所を開設し、入所者等からの人権相談に応じている。令和6年度は、老人福祉施設等の社会福祉施設における特設の人権相談所を104回（前年度：135回）開設した。また、介護サービス施設・

事業所に所属する訪問介護員等の高齢者と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対し、人権相談について周知し、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど、連携を図っている。

(33) 日本司法支援センターによる支援 【施策番号203】

ア P3 【施策番号2】参照

【施策番号204】

イ 法テラスの犯罪被害者支援業務においては、警察庁、日本弁護士連合会等の関係機関・団体と十分に連携することが求められている。このため、法テラスにおいては、その活動についてこれらの関係機関・団体に周知するとともに、都道府県警察等が主催する被害者支援連絡協議会やその分科会に参加したり、犯罪被害者週間における広報啓発活動等を協力して行ったりするなど、犯罪被害者支援に関する機関・団体との連携・協力の充実・強化を図っている。

また、弁護士会や犯罪被害者等支援団体と連携し、犯罪被害者等を必要な支援につなげるため、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた関係機関・団体を紹介する、コーディネーターとしての役割を果たせるよう努めている。

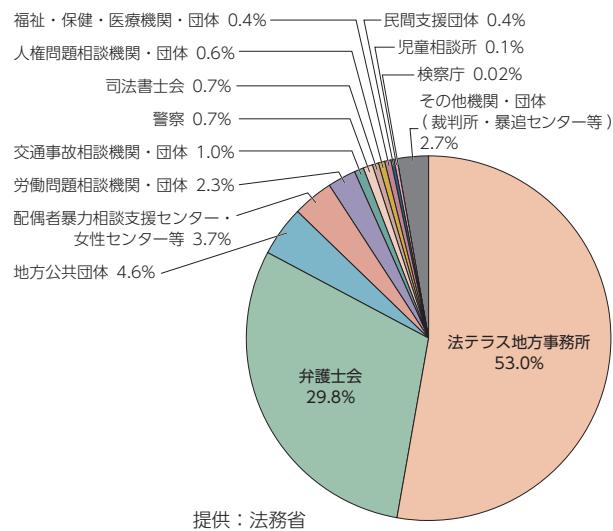
法テラスにおいて運用している犯罪被害者支援ダイヤル（0120-079714）では、損害の回復や苦痛の軽減に役立つ情報や、犯罪被害者等への支援を行っている関係機関・団体の相談窓口情報等を提供しているところ、令和6年度における問合せ件数は2万3,155件であり、主な問合せ内容は、DV被害、生命・身体犯被害、性被害であった。

法テラスによる犯罪被害者支援業務の実施状況

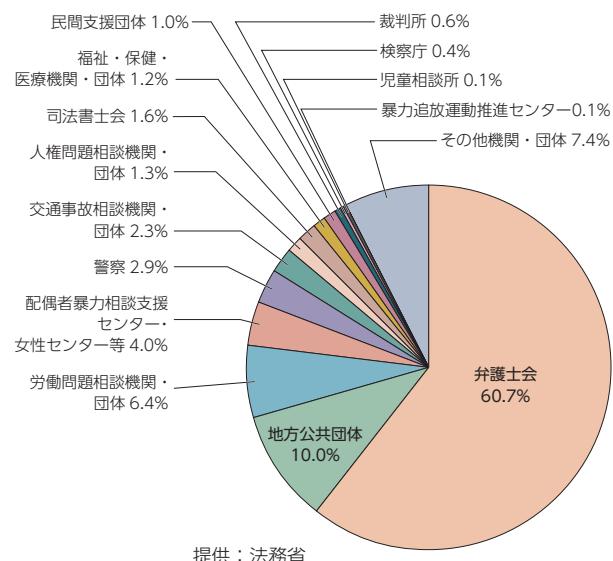
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せ件数	14,309 件	15,908 件	20,889 件	23,363 件	23,155 件
地方事務所での対応件数	10,768 件	12,108 件	14,644 件	15,481 件	14,252 件

提供：法務省

法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せに対する紹介先（令和6年度）



法テラスの地方事務所への問合せに対する紹介先（令和6年度）



また、同年度中の全国の法テラスの地方事務所における電話又は面談による犯罪被害者支援に関する対応件数は、1万4,252件であった。

【施策番号205】

ウ 法テラスにおいては、犯罪被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報提供等を通じた支援を行っている。

【施策番号206】

エ P64 【施策番号138】参照

【施策番号207】

オ 法テラスにおいては、平成28年5月に成立した総合法律支援法の一部を改正する法律の施行を受けて、平成30年1月から、認知機能が十分でないために弁護士等による法的サービスの提供を自発的に求めることが期待できない高齢者、障害者等を対象とした、資力にかかわらない法律相談援助制度（特定援助対象者法律相談援助）が創設されるとともに、それまで民事裁判等手続の準備及び追行に限定されていた代理援助及び書類作成援助の対象行為が、認知機能が十分でない高齢者、障害者等に関しては、生活保護給付に係る処分に対する審査請求等、一定の行政不服申立手続の準備及び追行にも拡大された。これを踏まえ、福祉機関等の関係機関・団体と連携し、同制度を周知している。

特定援助対象者法律相談援助件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定援助対象者法律相談援助件数	743	789	999	1,192	1,230

提供：法務省

【施策番号208】

カ 法テラスにおいては、平成28年5月に成立した総合法律支援法の一部を改正する法律の施行を受けて、平成30年1月から、ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待事案の被害者を対象とした資力にかかわらない法律相談援助制度（DV等被害者法律相談援助）が創設されたことを踏まえ、犯罪被害者支援に関する機関・団体と連携するとともに、弁護士の確

保等により、支援体制の強化を図り、令和4年4月からはこれまで対面で実施していた法律相談を電話やオンラインでも利用できるようにするなど、相談しやすい環境の整備に努めている。

また、児童虐待をテーマにした広報用のポスター及びポケットカードや、制度周知用アニメーション動画を作成するなど、DV等被害者法律相談援助の周知に努めている（P47【施策番号94】参照）。

令和6年度におけるDV等被害者法律相談援助実施件数は1,758件（前年度：1,570件）であり、主な相談内容はDV被害であった。

(34) 弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討

【施策番号209】

法務省では、令和6年4月に成立した総合法律支援法の一部を改正する法律により、法テラスの業務に一定の犯罪被害者等を包括的かつ継続的に援助するために必要な法律相談を実施する業務及び契約弁護士等に必要な法律事務等を取り扱わせる業務を追加する措置を講ずることを内容とする犯罪被害者等支援弁護士制度が創設（令和8年1月施行）されたことを踏まえ、同制度の円滑かつ充実した運用の早期開始に向け、対象となる「罪」及び「被害の程度」を定める政令の制定、業務方法書等の整備、業務管理システムの構築、扱い手となる質・量ともに充実した弁護士の確保等必要な準備・検討を進めた。

(35) 地域包括支援センターによる支援

【施策番号210】

地域包括支援センターにおいては、民生委員、介護支援専門員等による支援だけでは、適切なサービス等につながる方法が見付けられないなどの困難な状況にある高齢者に対し、市区町村、医療機関等と連携し、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応等を

行い、専門的な観点から、高齢者の権利を擁護するため必要な継続的支援を行っている。

令和5年度における権利擁護に関する相談件数は、全国で76万6,523件（前年度：72万8,945件）であった。

(36) 学校内における連携及び相談体制の充実

【施策番号211】

ア P30【施策番号53】参照

【施策番号212】

イ P30【施策番号53】参照

(37) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

【施策番号213】

児童生徒による暴力行為の発生件数が依然として相当数に上っていること、教職員による体罰や児童生徒間のいじめにより重大な被害が生じる事案が引き続き発生していること等が、学校教育において大きな課題となっている。文部科学省においては、こうした現状を踏まえ、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、都道府県・政令指定都市の学校や教育委員会に対し、

- ・ 犯罪行為として扱われるべきと認められる暴力行為やいじめについては、いじめを受けている児童生徒を徹底して保護するといった観点から、早期に警察へ相談・通報し、警察と連携して対応することが重要であること。
 - ・ 教員が体罰を目撃した場合や、学校が体罰又は体罰が疑われる事案について報告・相談を受けた場合には、事実関係の正確な把握に努めるとともに、教育委員会へ報告すること。
 - ・ 学校が、体罰や教員等との関係に関する悩みを児童生徒が相談できる体制を整備し、相談窓口を周知すること。
- 等を示達し、教育委員会と関係機関・団体等

との連携・協力の充実・強化や教育相談体制の整備を促している。令和5年度における都道府県・政令指定都市の教育相談機関は209か所である（令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査による。）。

(38) 犯罪被害に遭った児童生徒等が不登校となった場合における継続的支援の促進

【施策番号214】

不登校となった児童生徒への支援について初めて体系的に定めた、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が平成28年12月に成立し、平成29年2月に全面施行された。

文部科学省においては、令和5年3月に取りまとめた「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」に基づき、不登校となった児童生徒への支援において中核的な役割を果たす教育支援センターの機能強化等に要する経費の一部を補助している。令和5年度における教育委員会が設置する教育支援センターは1,743か所である（令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査による。）。

(39) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実

【施策番号215】

ア 厚生労働省においては、医療機関と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化や、医療機関等における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供の適切な実施を促進することとしている。

【施策番号216】

イ 精神保健福祉センターや保健所においては、医療機関等と連携し、犯罪被害者等に

対して精神保健に関する相談支援を行っている。

また、同センターにおいては、専門的知識を有する職員等による面接相談や電話相談（こころの電話）の窓口を設置し、地域住民が相談しやすい体制を整備している。さらに、必要に応じ、医師による診察、医療機関等への紹介、医学的指導等を行っている。

④ 都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨

【施策番号217】

警察庁においては、情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者等施策が確実に実施されるよう、各種会議等を通じて都道府県警察を指導するとともに、好事例の紹介により同様の取組を勧奨している。

⑤ 「被害者の手引」の内容の充実等

【施策番号218】

ア 都道府県警察においては、パンフレット「被害者の手引」を被害者連絡の対象者に配布するとともに、刑事手続の概要、犯罪被害者等のための制度等について情報提供を行う場合に広く活用している。

また、警察庁においては、犯罪被害者等のための制度に関する情報を、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>)に掲載している。

【施策番号219】

イ P66 【施策番号140】参照

⑥ 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

【施策番号220】

警察においては、犯罪被害遺児に対する奨学金給与事業等を実施している公益財団法人犯罪被害救援基金 (<http://kyuenkikin.or.jp/>)

jp/)について情報提供を行っている。

同基金においては、昭和56年5月の設立以降、令和7年3月末までに2,236人の犯罪被害遺児を奨学生として採用し、総額約30億1,482万円の奨学金を給与している。また、平成20年12月から、基本法の趣旨を踏まえ、犯罪被害者であって現に著しく困窮している重度障害者等で、社会連帯共助の精神にのっとり特別な救済を図る必要があると認められる者に対して支援金を支給する事業を実施しており、令和7年3月末までに、10人に、総額約2,250万円の支援金を支給している（損害賠償請求制度に関する情報提供の充実については、P3【施策番号3】参照）。

○ 海上保安庁においては、ウェブサイト(<https://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/hanzaihigai/shien.html>)において犯罪被害者等のための制度について周知するとともに、犯罪被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪被害者等支援主任者に指名された海上保安官が、関係機関との連携、情報提供等を行っている。

⑦ 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実

【施策番号221】

ア P65 【施策番号139】参照

【施策番号222】

イ P66 【施策番号141】参照

⑧ 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上

【施策番号223】

都道府県警察においては、性犯罪被害から被害相談等を受けるための性犯罪被害相談電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上を図っている。全ての都道府県警察本部において、女性警察官等による性犯罪被害相談電話の受理体制及び相談室が整備されており、

平成29年8月には、性犯罪被害者がより相談しやすいよう、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」の運用を開始した。令和元年度には、全国共通番号の24時間対応化及び無料化を行うなど、性犯罪被害者が相談しやすい環境の一層の整備に努めているほか、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html>) やSNSへの掲載、地方公共団体や学校等の関係機関・団体の協力に基づく広報用ポスターの掲示等の広報を推進し、周知を図っている。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、民間被害者支援団体が提供し得る支援の内容、当該被害者の秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得て、その連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体*に情報提供するなど、性犯罪被害者が早期に民間被害者支援団体による支援を受けやすくなるよう努めている。

性犯罪被害相談電話「#8103」



* 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条の規定に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人

(45) 自助グループの紹介等

【施策番号224】

警察においては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介し、犯罪被害者等に自助グループを紹介している。

(46) 犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実

【施策番号225】

警察庁においては、犯罪被害者等施策に関する関係法令、相談機関、総合的対応窓口等の情報や犯罪被害者白書の英語版（概要版のみ）を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>) に掲載している。同ウェブサイトを改修し、令和7年6月、犯罪被害者等が受けられる支援の情報にたどり着きやすくするよう、支援制度・メニューの検索機能を追加するなどしたポータルサイト「ギュッとCH（チャンネル）」を新設するとともに、支援者をサポートする仕組みとして、犯罪被害者等支援に当たっての留意事項や支援者向けのオンデマンド研修教材の掲載等を行った（P114 トピックス「ポータルサイト「ギュッとCH（チャンネル）」の新設について」参照）。

トピックス

ポータルサイト「ギュっとCH（チャンネル）」の新設について

警察庁においては、令和5年9月から令和6年4月まで開催された「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」の取りまとめにおいて、

- ・ 犯罪被害者等のためのポータルサイトの充実
- ・ 支援者向けのポータルサイトの開設

等が求められたことを踏まえ、ポータルサイト「ギュっとCH（チャンネル）」を新設した。

1 サイトの構造の改修

サイトの構造を大きく

- ・ 犯罪被害にあわれた方・支援者のためのポータルサイト
- ・ 犯罪被害者等施策に関する資料ページ

の2つに分け、犯罪被害者等・支援者の入口を明確にすることで、犯罪被害者等や支援者が必要なときに必要な情報を得やすいような構造とした。

「犯罪被害にあわれた方・支援者のためのポータルサイト」では、犯罪被害者等に対する支援制度や相談窓口に関する情報を集約して掲載するほか、支援者に向けたオンデマンド研修教材等を掲載している。

また、同ポータルサイトの名称については、犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」の名前から「ギュっとCH（チャンネル）」と命名した。



2次元コード



ポータルサイト「ギュっとCH（チャンネル）」：
<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/portal/index.html>

2 「ギュっとCH」の主な機能

(1) こんなときは？（被害種別・困りごと別検索）

犯罪の被害種別や困りごと別に支援制度や相談窓口を検索することができるものとした。

[被害種別]

こんなときは？
(被害種別・困りごと別検索)

受けられる可能性のある支援を表示しており、支援によっては要件があり、ご利用いただけない場合や内容が異なる場合がございますので、ご承知ください。

支援一覧 →

どんな被害にあわれましたか？

- 身体的な被害 (殺人、傷害等) →
- 性的な被害 →
- DV(ドメスティックバイオレンス) →
- ストーカー →
- 虐待 →
- 交通 →
- 財産的な被害 →

[困りごと別]

身体的な被害 (殺人、傷害等)

支援によっては要件があり、ご利用いただけない場合や内容が異なる場合がございますので、ご承知置きの上、詳細はお問い合わせください。

知りたいこと

犯罪被害の相談に関すること

- 犯罪被害の届出に関する相談をしたい
- 支援に関する相談先を知りたい
- こどもの相談に関するこ

安全の確保に関するこ

- 保護してほしい避難したい
- また被害にあわないか不安
- マスコミの取材や報道への対応が不安

心や体の健康と医療制度に 関すること

- 心や体の健康に関するこ
- 医療制度に関するこ

検索結果を見る ↓

リセット

(2) あなたの街の支援

居住する都道府県や市区町村における支援制度を検索することができるものとした。

警察庁 犯罪被害者等施策

サイトマップ JA / EN Google 提供 検索 文字サイズ 標準 大 X

犯罪被害者・支援者向けポータルサイト | 資料ページ

あなたの街の支援



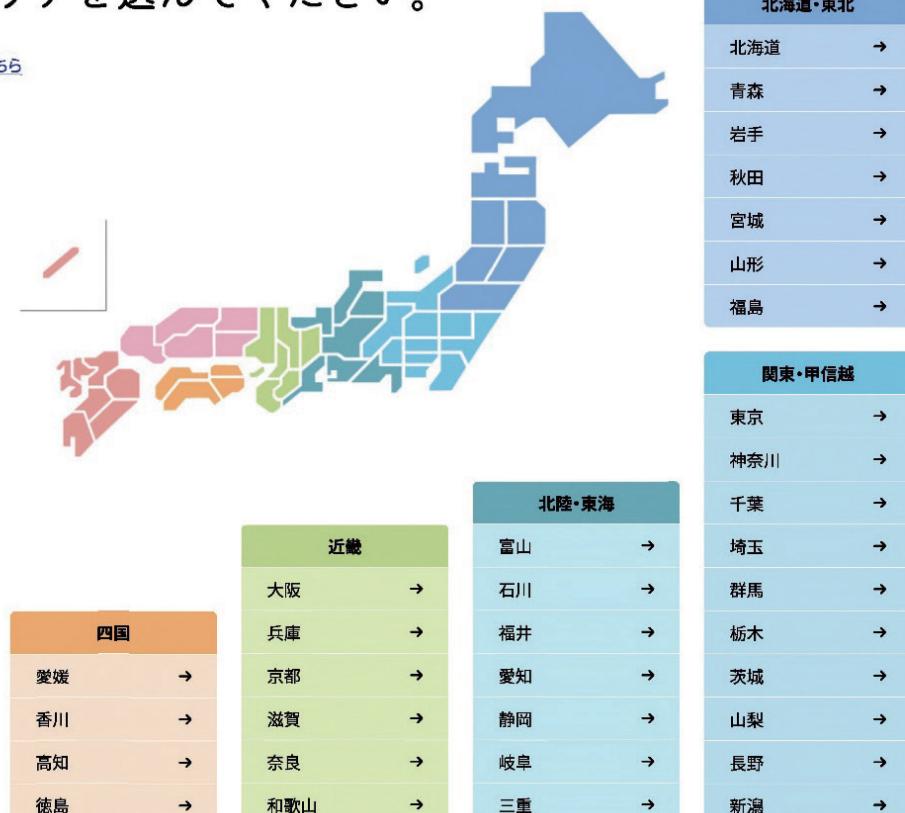
TOP / ギュっとCH / あなたの街の支援

お探しのエリアを選んでください。

地域を問わない支援項目は[こちら](#)

中国	
岡山	→
広島	→
鳥取	→
島根	→
山口	→

九州・沖縄	
福岡	→
佐賀	→
長崎	→
熊本	→
大分	→
宮崎	→
鹿児島	→
沖縄	→



- (3) ギュっとラーニング～支援者向けオンデマンド研修教材～
犯罪被害者等支援の基礎的な知識や犯罪被害者等の心理等について専門家による講義等、
支援者向けオンデマンド研修教材を掲載し、初心者でも分かりやすく学べるものとした。

I 犯罪被害者等支援の基礎情報						
分類	講義名	講義内容	講師	時間 (分)	研修動 画	資料
支援の考え方と施 策の進展	犯罪被害者等支援 とは	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等の抱える様々な問題 犯罪被害者等支援の経緯 犯罪被害者等支援の考え方 	警察庁 長官官房 犯罪被害者等施策 推進課	10		目
	犯罪被害者等基本 法 (平成16年法律第 161号)	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等基本法の制定 犯罪被害者等基本法の概要 	警察庁 長官官房 犯罪被害者等施策 推進課	13		目
	第4次犯罪被害者 等基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等基本計画 犯罪被害者等基本計画の構成 第1次～第3次犯罪被害者等基本 計画 第4次犯罪被害者等基本計画 	警察庁 長官官房 犯罪被害者等施策 推進課	7		目
	犯罪被害者等施策 推進会議決定 (令和5年6月6日)	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等施策推進会議決定の 経緯 犯罪被害者等施策推進会議で決定 された取組 	警察庁 長官官房 犯罪被害者等施策 推進課	19		
				13		目

(47) 海外における邦人の犯罪被害者等に 対する情報提供等

【施策番号226】

在外公館においては、現地警察への犯罪被害の届出に関する助言、弁護士・通訳のリストの提供、医療機関に関する情報提供、本人が自ら連絡できない場合における家族との連絡の支援、緊急移送に関する助言、遺体の身元確認に関する支援等を行っている。

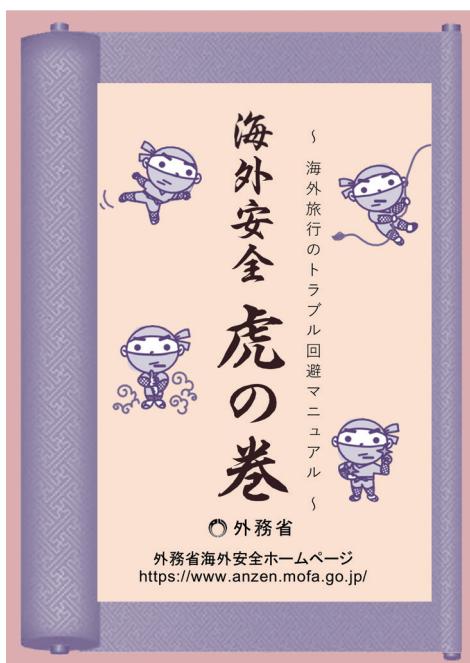
外務省においては、海外における邦人の犯罪被害を未然に防止するとともに、被害に遭った場合の対処方法について周知するため、「～海外旅行のトラブル回避マニュアル～海外安全虎の巻」を毎年改訂し、「海外安全ホームページ」(<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>)及び海外安全アプリにも掲載するなど、海外における邦人の犯罪被害に関する情報を分か

りやすく発信するとともに、国民が渡航前にこれらの情報に接する機会の増加を図っている。令和5年中に在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が取り扱った、海外における邦人の犯罪被害に係る援護件数・援護人数は、2,431件・2,418人（令和4年：1,122件・1,205人）であり、「窃盗被害」（令和5年：1,666件・1,698人、令和4年：710件・731人）が最も多く、「詐欺被害」（令和5年：372件・311人、令和4年：203件・238人）、「強盗・強奪被害」（令和5年：138件・131人、令和4年：75件・84人）の順で続いている。

警察庁においては、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集を行っている。

都道府県警察においては、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者等や日本国内の遺族等に対し、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の裁定申請（P12 【施策番号19】参照）に係る教示、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努めている。

海外安全虎の巻



提供：外務省

令和5年中に在外公館等が取り扱った 邦人の犯罪被害援護件数・援護人数

件名	件数	人数
殺 人	7	8
傷 害・暴 行	87	105
強 妨・強 制 わいせつ	25	28
脅 迫・恐 喝	41	36
強 盗・強 奪	138	131
窃 盗	1,666	1,698
詐 欺	372	311
テ 口	0	0
誘 拐	6	7
そ の 他	89	94
合 計	2,431	2,418

提供：外務省

(48) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に 対する相談体制の充実及び理解の促進 【施策番号227】

警察においては、全国統一番号の警察相談専用電話（「# 9110」番）や性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「# 8103（ハートさん）」を設置するなど、相談体制の充実に努めている。また、令和6年10月、公益社団法人全国被害者支援ネットワーク、日本被害者学会、公益財団法人犯罪被害救援基金と共に催で男児・男性の性暴力被害をテーマに「全国犯罪被害者支援フォーラム2024」を開催し、「男児・男性が性暴力にあつた場合の相談を妨げる心理社会的課題を考える」と題した基調講演をはじめ、犯罪被害者による講演及びパネルディスカッションを行い、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている現状等の周知と理解促進を図った（P141 トピックス「全国犯罪被害者支援フォーラム2024」参照）。

法務省の人権擁護機関においては、法務局の人権相談窓口のほか、社会福祉施設等における特設の人権相談所において、法務局の職員や人権擁護委員が犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等であるこどもからの人権相談については、専用相

談電話「子どもの人権110番」を設置し、人権侵害を受けた子どもが安心して相談することができる環境の整備を図るとともに、同年8月21日から同月27日までの1週間を「全国一斉「子どもの人権相談」強化週間」とし、相談を受け付ける時間を延長するなどして、子どもの人権問題に関する相談体制の充実に努めている。

さらに、教職員や保護者等の身近な者に相談することができない子どもの悩みを的確に把握し、学校や関係機関と連携して様々な人権問題に対応できるよう、同年5月下旬から7月上旬にかけて、全国の小・中学校の児童生徒全員に「子どもの人権SOSミニレター」を配布するとともに、法務省ウェブサイト上に「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」（<https://www.jinken.go.jp/kodomo>）を設置し、インターネットを通じてパソコン、携帯電話及びスマートフォンからいつでも相談を受け付ける体制を整備するなど、相談体制の充実・強化を図っている。

加えて、若年層が人権相談にアクセスしやすくなるよう、チャット（LINE等）を活用した人権相談体制の整備を進めている。

女性の犯罪被害者等からの人権相談については、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、同年11月13日から同月19日までの1週間を「全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間」とするなど、相談体制の充実・強化に努めている。

このほか、日本語を自由に話すことが困難な外国人等からの人権相談については、全国50か所全ての法務局において「外国人のための人権相談所」（約80の言語による人権相談に対応）を設けるとともに、「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」（英語・中国語・韓国語・フィリピノ語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の10言語による人権相談に対応）を

設置し、外国人の犯罪被害者等にも対応できる体制を整備している。

なお、同年における犯罪被害者等に関する人権相談の件数は、102件（前年：59件）であった。

また、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の1つとして掲げ、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実施している。

法テラスにおいては、犯罪被害者支援ダイヤルにより、匿名での相談にも対応できる体制を整備しているほか、女性弁護士による支援を希望する犯罪被害者等のニーズに応えるため、弁護士会等と連携し、全ての都道府県において、女性の精通弁護士を複数人確保しており、令和7年4月現在、その数は計1,016人（前年：994人）である。

内閣府においては、ワンストップ支援センターにおける相談体制の充実を図る（P35

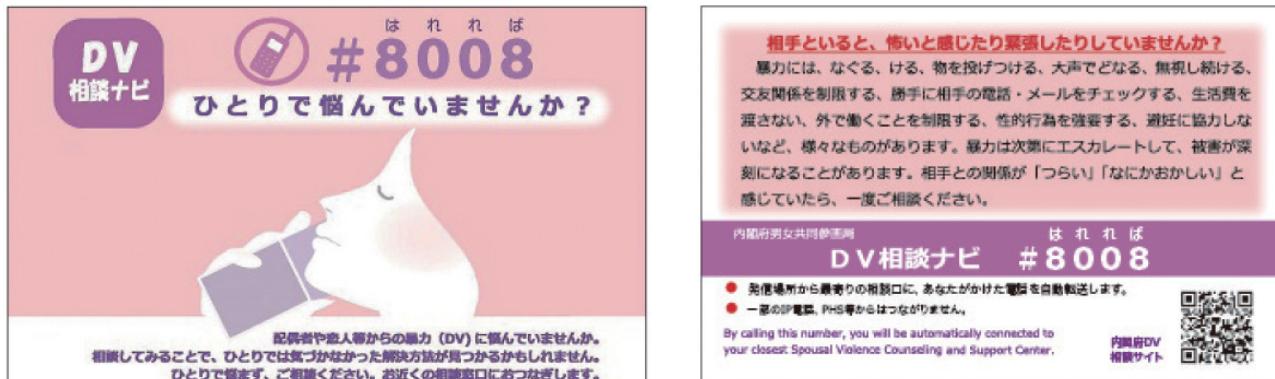
【施策番号59】参照）とともに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、性暴力に関するSNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施している。

また、配偶者からの暴力被害者がためらうことなく相談できるよう、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながる全国共通番号「DV相談ナビ（#8008）」の設置等、相談窓口の周知を図るとともに、多様なニーズに対応するため、「DV相談プラス」を実施している。令和5年度の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は12万6,743件、同年度の「DV相談プラス」への相談件数は4万4,972件であった。

○ 海上保安庁においては、犯罪被害者等支援主任者と犯罪被害者等支援補助者を各管区海上保安本部及び各海上保安部署において指名し、海上における犯罪被害者等からの相談に応じている（子ども家庭庁における取組についてはP48【施策番号97】及びP138【施策番号268】を参照、文部科

学省における取組についてはP30【施策番号53】を参照。)。

#8008カード



提供：内閣府

2

調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施

【施策番号228】

警察庁においては、関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するため、令和5年12月、「犯罪被害類型別等調査」を実施し、その結果を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/higaisha.html>)に掲載している。

(2) 配偶者等からの暴力等の被害者への支援実態等の調査の実施

【施策番号229】

内閣府においては、3年に一度を目途に、配偶者等からの暴力事案の被害経験等、男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査を実施している（直近は令和5年度に実施。これまで実施した調査結果等は、内閣府ウェブサイト(https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html)を参照。）。

また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける被害者支援状

況等の調査を実施している（令和4年度に実施。調査結果等は、内閣府ウェブサイト(https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r060325_houkoku.html)を参照。）。

(3) 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者等施策に関する調査の実施

【施策番号230】

法務省においては、例年、犯罪による被害の統計や、刑事手続において犯罪被害者等が関与する各種制度の実施状況等の調査結果を犯罪白書に掲載している（法務省ウェブサイト(https://www.moj.go.jp/housouken/housu_hakusho2.html)を参照。）。

また、犯罪被害の動向を正確に把握するため、第6回犯罪被害実態（暗数）調査を実施するとともに、犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析として、精神障害を有する性犯罪被害者等に関する刑事確定記録の調査・分析等を実施し、令和7年3月にこれらの調査結果を法務総合研究所研究部報告として公表した（法務省ウェブサイト(https://www.moj.go.jp/housouken/housu_

houso08.html) を参照。)。

(4) 犯罪被害者等のメンタルヘルスに関する調査研究の実施

【施策番号231】

厚生労働省においては、平成17年度から3か年計画で、厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を行い、平成19年度には、精神科医療機関における犯罪被害者等の治療を促進するための提言を取りまとめ、平成20年度には、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」(http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_tebikizenbun.pdf)を精神保健福祉センターに配布した。

また、同年度から3か年計画で、厚生労働科学研究で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究」を行い、その結果を踏まえ、平成23年度からは3か年計画で「大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」を行うとともに、平成24年度には、「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン（平成25年2月初版）」(http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_guideline.pdf)を作成した。

さらに、平成24年度には、産婦人科、犯罪被害者等早期援助団体、性暴力被害者支援センター等において活用できるよう、性暴力被害者に心理教育や支援情報を提供するためのパンフレット「一人じゃないよ」(http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_hitorijanaiyo.pdf)を作成した。

これらの手引、ガイドライン及びパンフレットは、「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」(<http://victims-mental.umin.jp/>)に掲載されている。

加えて、令和2年度から4年度まで、厚生労働科学研究で「精神保健医療福祉施設におけるトラウマ（心的外傷）への対応の実態把握と指針開発のための研究」を行ったほか、令和5年度からは「精神保健医療福祉分野におけるトラウマインフォームドケア活用促進のための研究」を行っている。

(5) 児童虐待防止対策に関する調査研究の実施

【施策番号232】

こども家庭庁においては、児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施しており、令和5年度は、「意見表明等支援事業における評価及び検証についての調査研究」等を実施した。

(6) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

【施策番号233】

P52 【施策番号107】参照

(7) 被害少年の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

【施策番号234】

警察においては、都道府県警察の少年サポートセンター等において被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員等に対し、専門的な知識・技能の向上を図るための研修等を実施している。

また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の部外の専門家に被害少年カウンセリングアドバイザーを委嘱し、犯罪被害を受けた児童の支援を担当する少年補導職員等が専門的な助言を受けることができる体制を整備している。

(8) 法務省における犯罪被害者等支援に関する研修の充実等

【施策番号235】

ア P53 【施策番号112】参照

【施策番号236】

イ P53 【施策番号114】参照

**(9) 学校における相談対応能力の向上等
【施策番号237】**

P30 【施策番号 53】参照

**(10) 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実
【施策番号238】**

こども家庭庁においては、児童虐待事案に対応する児童福祉施設、児童相談所、市区町村等の体制を強化するため、児童福祉司、児童心理司、市区町村の職員等に対する研修の充実等を図っている。特に、虐待を受けた子どもの保護等に携わる職員等に対する研修については、平成28年5月に成立し、平成29年4月に全面施行された児童福祉法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正され、児童相談所の児童福祉司や市区町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の研修受講が義務化された。

児童福祉施設、児童相談所、市区町村等の児童虐待事案に対応する機関の幹部職員等に対し、子どもの虹情報研修センターにおいて実践的な知識・技能の習得等を目的とした研修を実施してきたところ、児童虐待事案に対応する職員の専門性の一層の向上を図るため、令和元年度から、全国2か所目の研修拠点である西日本こども研修センターあかしにおいても研修を実施するなど、必要な支援を行っている。

また、指導教育担当児童福祉司は任用された後に研修を受講することとなっているところ、同年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正され、令和4年4月1日以降に新たに任用される指導教育担当児童福祉司は、任用前に研修を受講することとなった。

こども家庭庁においては、これらの取組を通じて、専門人材に対する研修の一層の充実等を図っている。

**(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等
【施策番号239】**

P91 【施策番号 181】参照

**(12) 民間の団体の研修に対する支援
【施策番号240】**

警察、法務省及び国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援を行っている。

また、こども家庭庁及び文部科学省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体から、同団体が実施するボランティア等の養成や研修への講師の派遣等を依頼された場合には、協力を行うこととしている (P123 【施策番号 242、243】参照)。

**(13) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供
【施策番号241】**

法テラスにおいては、ウェブサイト (<https://www.houterasu.or.jp>)において、犯罪被害者支援に関する機関・団体等に関する情報提供を行うとともに、法制度情報を検索できるウェブページを設け、情報提供に努めている。

また、犯罪被害者支援ダイヤル (0120-079714)においては、損害の回復や苦痛の軽減に役立つ情報や、刑事手続に関与するための情報、関係機関・団体の相談窓口情報等を提供するとともに、精通弁護士の紹介等を行っている。さらに、法テラスの犯罪被害者支援をインターネット検索した際に、同ダイヤルへたどり着きやすくするための専用ページ (<https://www.houterasu.or.jp/lp/higaishashien1>)を設けている (P64 【施策番号 138】参照)。

加えて、犯罪被害者等支援を行っている関係機関・団体や弁護士会等と連携し、法テラスの支援制度を説明するとともに、意見交換

会、事例検討会等を実施している。

3

民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(1) 民間の団体に対する支援の充実

【施策番号242】

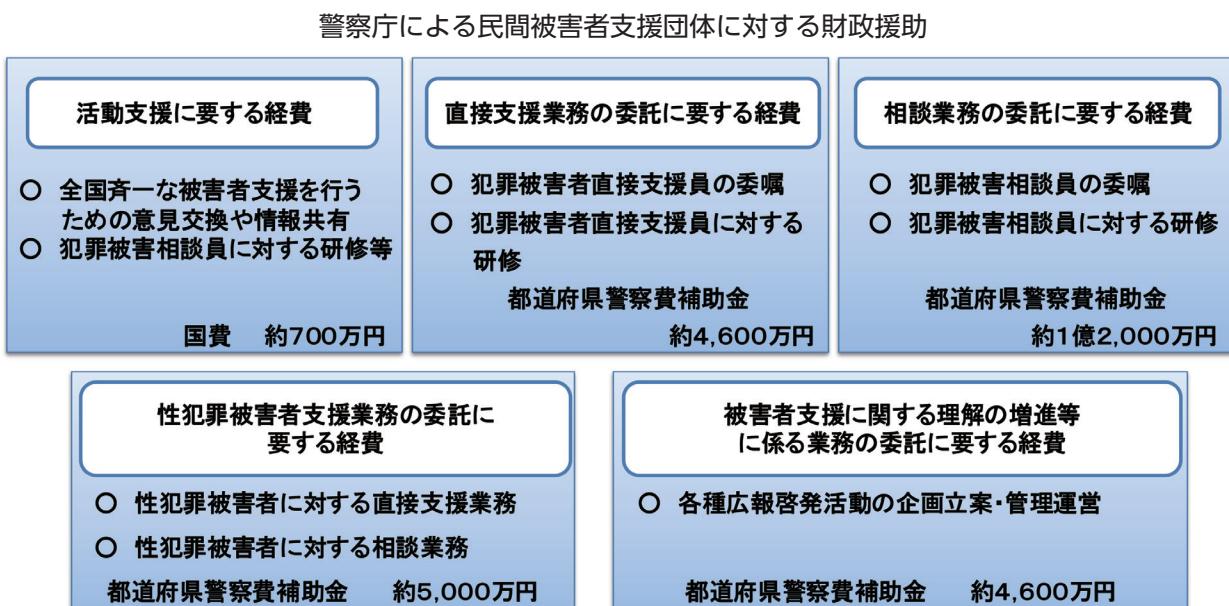
ア 警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援を行っているほか、同団体の活動支援に要する経費並びに直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っている。

こども家庭庁においては、児童虐待事案の防止及び配偶者等からの暴力事案の被害者等の支援について、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施している広報啓発活動等に対する支援を行っている。

また、平成28年5月に成立した児童福

祉法等の一部を改正する法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童虐待事案の再発防止を図るため、子どもの入所措置等を解除する際に、保護者への指導・カウンセリングや子どもの定期的な安全確認等を特定非営利活動法人等に委託できるようにするなど、児童虐待事案への対応における児童相談所と犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の連携を推進している。

厚生労働省においては、様々な困難な問題を抱えた若年女性を対象に、アウトリーチからの相談対応・居場所の提供・自立に向けた支援に取り組む特定非営利活動法人等の民間団体による対応を支援する「若年被害女性等支援事業」を実施している。



令和7年度 約2億6,900万円

民間被害者支援団体

【施策番号243】

イ 法務省及び国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、研修への講師の派遣、会場の借上げ等の支援を行っている。

文部科学省においては、犯罪被害者等である児童生徒及び学生への犯罪被害者等の援助を行う民間の団体による支援について、広報、研修への講師の派遣、会場の借上げ等の支援の要請がなされた場合に協力をを行うとともに、協力事例を広報することにより、同団体への協力の充実を図ることとしている。

(2) 預保納付金の活用

【施策番号244】

P11 【施策番号18】参照

(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

【施策番号245】

警察庁においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が主催するシンポジウムや講演会のうち、その意義に賛同できるものについては、その効果の波及性等も踏まえつつ後援している。令和6年度は、特定非営利活動法人いのちのミュージアムが主催する「生命のメッセージ展」、犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）が主催する「犯罪被害者週間全国大会2024」及び一般社団法人公認心理師の会が主催する「被害者支援研修会」を後援した。

また、犯罪被害者等施策情報メールマガジンについて、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体で希望するものに対しても配信を行っており、関係府省庁や民間団体等による犯罪被害者等のための新たな制度や取組等に関する情報提供を行っている。

(4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等

【施策番号246】

警察庁においては、シンポジウム・フォーラムの開催・後援や、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanhaihigai/portal/search/madoguchi/05/index.html>)、警察庁（犯罪被害者等支援）X（旧Twitter）アカウント(https://x.com/gyuttochan_npa)等の様々な広報媒体の活用を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動を行っている。

また、政府広報オンライン掲載動画等により、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を紹介するなど、犯罪被害者等に対する国民の理解の増進を図っている。

(5) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行

【施策番号247】

内閣府においては、市民の自由な社会貢献活動を促進するため、寄附税制の活用促進及び特定非営利活動促進法の円滑な運用に取り組んでいる。また、「内閣府NPOホームページ」(<https://www.npo-homepage.go.jp>)等において、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人の情報を含む市民活動に関する情報提供を行っている。

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

【施策番号248】

警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力している。また、同ネットワークに加盟している民間被害者支援団体（P205 基礎資料7参照）

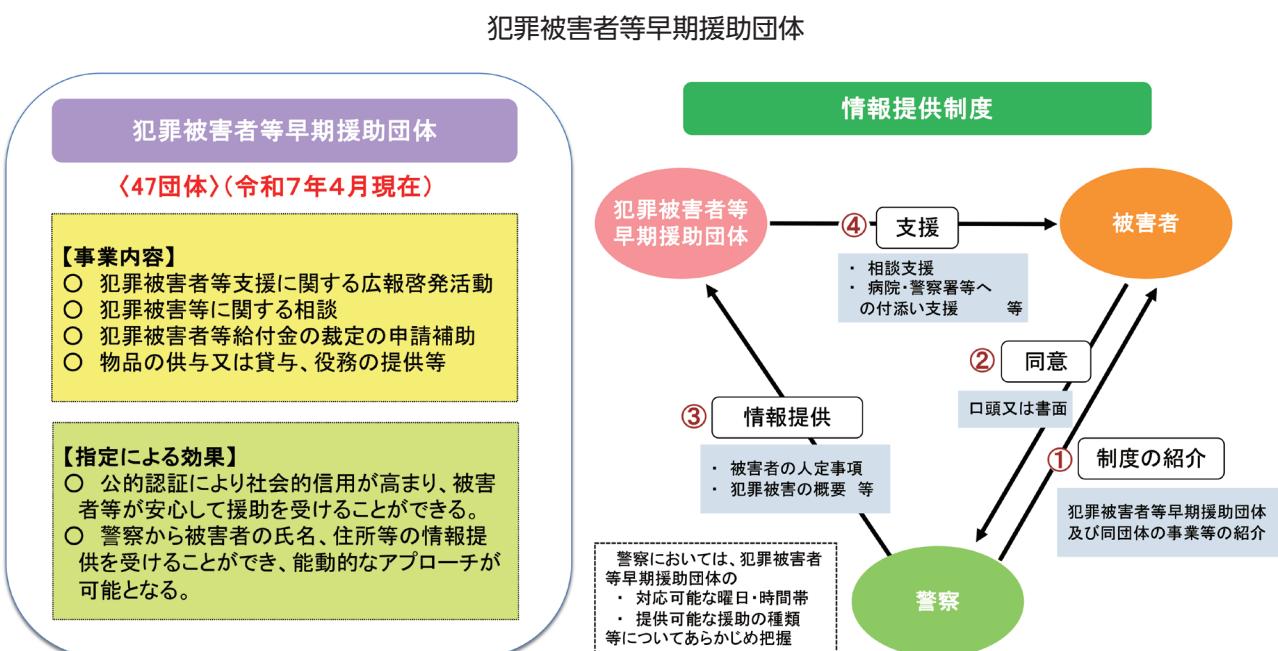
の運営に関しても、関係機関と連携し、必要な指導・助言を行うとともに、犯罪被害者等支援の在り方に関する意見交換等を積極的に行っている。

特に、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間被害者支援団体に対しては、犯罪被害者等の同意を得た上で、当該犯罪被害者等の氏名、犯罪被害の概要等について情報提供を行うなど、緊密な連携を図っている。

(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

【施策番号249】

都道府県公安委員会においては、民間被害者支援団体のうち、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を、犯罪被害者等早期援助団体として指定しており、令和7年4月現在、全国で計47団体が指定されている。警察においては、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等に適正かつ確実な支援を行うために必要な支援体制及び情報管理体制、職員に課される守秘義務等に関し、情報提供や必要な指導・助言を行っている。



トピックス

民間被害者支援団体における犯罪被害者支援

■ ネコのメモ帳を通じ被害者支援知って
～「ひとりで悩まないで」～

公益社団法人 被害者支援センターすてっぷぐんま

犯罪の被害に遭ってしまったとき、専門的な相談支援機関として被害者支援センターがあることを全群馬県民に知ってほしい…そのような思いから、長年すてっぷぐんまでは、相談電話番号や支援内容等が記されたメモ帳を年1回制作し、一般県民の方々に配布してきました。

群馬県における被害者支援センターの認知度は低く、第4次群馬県犯罪被害者等基本計画の段階では、被害者支援センターの認知度がわずか数パーセントであったことから、これを引き上げるべく、メモ帳を更に手に取ってもらいやすいものにリニューアルしたのが、ネコの表紙のメモ帳です。

イラスト、デザインは地元群馬県出身、ネコの絵で人気の画家おかべてつろう氏に依頼。

令和6年度でリニューアル3冊目になりますが、かわいいらしいネコの絵のメモ帳は大人気。県庁、市町村役場、警察署等に置いたメモ帳をたくさんの方が持ち帰りました。また、センターに相談にみえる方々も、ネコたちに心癒やされると喜んでくださいます。スタッフの間でも、支援センターが大切にしている「ひとりじゃないよ」「つながり」というメッセージをネコたちがより多くの方々に運んでくれた、と好評です。

被害に遭われた方々が早期に被害者支援センターにつながることで、2次被害、3次被害を軽減し、ニーズに沿った的確な支援を受けられる可能性が高まります。そのためにも、まずは被害者支援センターの認知度を更に上げ、センターの存在を知ってもらうべく、今後も様々な形で広報・啓発に取り組んでまいります。



■ 「心癒やす 手作りぬいぐるみ ギュっとちゃん」

公益社団法人 被害者サポートセンターあいち

公益社団法人被害者サポートセンターあいちでは、高齢者福祉施設やボランティア団体に協力をいただき、犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」のぬいぐるみを製作しております。完成した「ギュっとちゃん」は警察署や県・市町村の被害者等支援相談窓口等にあたかも「犯罪被害者等支援広報大使？」として派遣（設置）しており、本活動を開始してから4年になります。

毎年、製作団体を変えて50体ほどを依頼。一体ごとに表情が異なり、手作りであることが分かります。製作に参加していただいた方々からは「一針ごとに犯罪被害者等支援の気持ちを込めました。」とのコメントをいただいています。製作に御協力いただいた団体は、材料費のみで引き受けいただいており、「社会貢献の一助となれば幸いです。」とのコメントをいただいている。

機関誌、ホームページ等でこの取組を紹介したところ、「材料



費を寄附します。」というありがたい企業様も現れ、新聞にも取り上げていただきました。

一方、「ギュっとちゃん」たちは、相談窓口で相談者をお迎えするとともに、電話相談担当者の目の前で、聞き役となってくれています。

相談窓口のスタッフからは、「ぬいぐるみであたたかい気持ちが伝わってきた」と大変好評です。

「ギュっとちゃん」の製作を依頼するに当たり、警察庁のHP「ギュっとちゃんぬいぐるみを作ろう」は大変ありがたく、制作に関心を持たれた団体様には下記URLをお伝えしており、「社会貢献への参画」に踏み出していただいているようです。



ギュっとちゃん
ぬいぐるみを作ろう
2次元コード



ギュっとちゃんぬいぐるみを作ろう：
<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/symbol/tsukurou.html>

■ 練り切り「ギュっとちゃん」で御寄附

公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター

(公社) 京都犯罪被害者支援センターの支援件数は、平成30年までの年間1,200件前後から令和5年には約2,000件にまで急増し、令和6年度も同水準となる見込みです。

増え続ける支援活動を担い続けるために、①お金がない、②人がいない、③周知されていない、の「3無い」状態の克服が大きな課題です。

そこで、令和6年7月9日に開催した犯罪被害者等施策市町村担当者（警察署担当者）研修会にて、当センターの抱える課題を共有し、各種支援のお願いをしたところ、11月の犯罪被害者週間を中心に関内各地で様々な活動を展開いただき大きな成果に結びつきました。

その一つとして、京都府木津警察署では、管内の和菓子屋「長盛堂」さんに手作りの和菓子、練り切りで「ギュっとちゃん」を作ってもらい、その売り上げの一部を当センターに寄附していただく活動をされました。

11月に開催した犯罪被害者支援京都フォーラムの場で、「ギュっとちゃん」和菓子を紹介し、数量限定で配布したところ、用意した100個がすぐに無くなりました。御来場者からは「ギュっとちゃん」がとてもかわいい、食べるのがもったいないと大好評。「長盛堂」さんには後日注文が殺到したと聞いています。

これを企画実行した署員は、「地元和菓子店「長盛堂」さんのご協力により、「ギュっとちゃん」が寄附型和菓子となったことで、犯罪被害者支援団体への支援にもつながりうれしく思っています」とコメントされています。

御寄附いただけたことはもちろんのこと、「犯罪被害者支援活動」と当センターの周知に大いに寄与していただくことができました。



手記

被害者支援で思うこと

公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター北海道被害者相談室
犯罪被害相談員 渡辺 謙子

「北海道被害者相談室」は平成9年に開設され、私は平成10年から被害者相談員として活動に関わっています。

これまでの支援を振り返ってみたときに今も思い出すのは、初めて殺人事件の御遺族宅を訪問した時の緊張と不安さです。

最初に感じたのは家の中の様子です。人を迎えるという感じは全くなく、ある日突然犯罪被害者遺族となり、以前は出来ていたはずの整理整頓された部屋の印象とはほど遠い有様を目の当たりにして、戸惑う自分がいましたが、それだけの影響を与えた出来事だという事を改めて実感しました。

そして、御遺族からの「捕まつたら税金で食べている。自分の払った税金の一部が犯人に流れていると思うとやり切れない」と犯人に対する過激とも思われる強い怒りの感情をぶつけるように話されたことに、少なからず衝撃を受けながらも、どこにも持つて行き場のない理不尽な想いを分かつて欲しいゆえの発言と受け止めました。

被害者の気持ちを思うとき、事件の瞬間から物理時間（時計による共通時間）は日々過ぎても歴史時間（個人にとって特別な意味を持つ時間）は事件のあったその時のまま、いつまでも止まっていて、行きつ戻りつの歴史時間の中を生きていると、当センターの前理事長の言葉を思い出し本当にそうだと実感します。

被害者との対話は、この歴史時間の共有と考え、何気ない言葉が被害者の方を傷つけていないかなど言葉の持つ重みに気を付けています。

被害者支援は、言うまでもありませんが「被害に遭われた方がいるという現実がある事で展開される活動であること」を忘れてはいけないと考えます。そして被害者の方お一人、お一人に何が必要か被害者の声に耳を傾け、決して「支援員がしたい支援」をしないことも大切と考えます。

被害者御自身の持つ「心の復元力・回復力」を信じて、支援を求めている人がいたら「そっと寄り添い」その方と一緒に考え、必要な支援を行う。本当に小さな力かも知れませんが被害者の意思を尊重し、丁寧な心の込もった支援をこれからも続けていきたいと思っています。

私が被害者支援に関わって気がつくと25年余りが経っていました。こんなにも長く関わってこられたのは、室長をはじめ、これまで支えてくれた仲間のお陰と感謝しています。

被害者支援に携わる一人として被害に遭われた方々の一日も早い回復を願い、これからも研さんを積んでいきたいと考えています。